

生駒市社会体育施設年報

平成 26 年版（平成 25 年度実績）

生駒市教育委員会（生涯学習部）

目 次

1. 生駒市の概要	3
2. 社会体育施設等のあゆみ	4
3. 社会体育施設の概要	7
4. 生駒市スポーツ振興基本計画	13
5. 生駒市スポーツ振興基本計画に係る実施計画	15
6. 生駒市スポーツ推進審議会（旧生駒市スポーツ振興審議会）	16
7. 生駒市スポーツ推進委員（旧体育指導委員）	17
8. 総合型地域スポーツクラブについて	18
9. スポーツ少年団について	19
10. 平成 25 年度の主な事業概要（指定管理業務含む）	20
11. 社会体育施設別利用状況	23
(1) 平成 25 年度施設別利用件数、延利用人数、稼働率	23
(2) 平成 25 年度体育施設利用人数の推移	24
12. 平成 25 年度年間実施事業	25
13. 主な事業参加者数の推移	26
14. 資料	28
(1) スポーツ推進審議会条例	28
(2) スポーツ推進委員に関する規則	30
(3) 生駒市体育施設条例	31
(4) 生駒市体育施設条例施行規則	35
(5) 生駒市生涯学習施設及び体育施設の使用料等に関する規則	39

1. 生駒市の概要

<地勢>

生駒市は、近畿のほぼ中央、奈良県の北西端になり、大阪府と京都府に隣接している。

西側は標高 642m の生駒山を中心とする生駒山地が南北に走り、また東側は、矢田丘陵・西の京丘陵の緩やかな山並みが並走し、その間を大和川支流の竜田川が南下している。

<歴史>

遺跡などから、竜田川沿いの谷筋には古くから集落が形成されていたと考えられ、平安時代には荘園経営も盛んになり、江戸時代に生駒山中腹に宝山寺が創建されて以降はその門前町も形成されてきた。大正 3 年に生駒トンネルが完成して大阪と奈良が鉄道で結ばれ、大正 7 年には日本最初のケーブルカーが宝山寺まで開通し、旧・生駒村が大正 10 年に生駒町となった頃から、生駒は急速に開けていった。昭和 30 年 3 月に南生駒村、昭和 32 年 3 月に北倭村をそれぞれ編入合併して現在の区域となった。昭和 30 年代後半から、大阪の通勤圏内の良好な住宅地として開発が始まると人口は急速に増加し、昭和 46 年 11 月には県下で 9 番目のしとなった。その後も人口は増加し、平成 2 年には人口は 10 万人を越え、現在、県下 3 番目の人口を有している。

<交通・産業・くらし>

既存の鉄道に加え、平成 18 年のけいはんな線開通により、市の中央部にある生駒駅が東西南北に延びる鉄道の結節点となっているほか、昭和 30 年代に完成した阪奈道路に加え、平成 9 年には第二阪奈道路が開通して大阪へのアクセス時間が大幅に短縮されるなど、交通至便の位置にある。

産業は、伝統的工芸品である高山茶釜など、茶道具や編み針等の竹製品の製造が有名です。

恵まれた自然環境を生かし、市北部の関西文化学術研究都市にある奈良先端科学技術大学院大学や近隣大学、市民・事業者・行政の協働により、「関西一魅力的な住宅都市」を目ざすまちづくりをすすめている。

市民憲章（平成 13 年 11 月 1 日制定）

生駒山の豊かな緑に生まれ、自然と歴史と文化が調和しながら発展し続ける生駒市。わたしたちは、ここに住むことへの愛着と誇りをもって、みんなの夢がかなうまちを築くために、市民憲章を定めます。

1. 自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。
1. お互いに助けあい、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。
1. 人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。
1. スポーツに親しみ、健康で活力あるまちをつくりましょう。
1. 知恵を出しあい、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。

市の位置及び面積

- ・市役所の位置：生駒市東新町 8 番 38 号：東経 135 度 42 分 13 秒：北緯 34 度 41 分 18 秒
- ・市の面積：53.18k m²：東西 7.8km：南北 14.9km

2. 社会体育施設等のあゆみ

昭和 36 年	6 月	スポーツ振興法施行
43 年	10 月	健民運動場開設
		第 1 回町民体育祭
46 年	11 月	生駒市制施行（生駒市体育協会創立（市制に伴う））
47 年	5 月	第 1 回市民体育大会
	7 月	滝寺公園プール開設
49 年	8 月	滝寺公園テニスコート開設
51 年	9 月	市民体育館開設
54 年	2 月	イモ山公園グラウンド・同テニスコート開設
55 年	4 月	山崎テニスコート開設
56 年	7 月	イモ山公園プール開設
57 年	7 月	井出山プール・同テニスコート開設
58 年	7 月	総合公園グラウンド・同体育館開設
60 年	4 月	総合公園テニスコート設置
61 年	4 月	小平尾南少年グラウンド・同体育館設置
63 年	4 月	浄化センターテニスコート開設
		小平尾南少年グラウンド・総合公園テニスコート夜間照明設置
平成 元年	4 月	武道館・北大和野球場・同グラウンド・同野球場夜間照明設置
	5 月	井出山グラウンド開設
2 年	4 月	北大和体育館開設
	10 月	山崎テニスコート廃止
3 年	4 月	井出山体育館開設
	11 月	井出山グラウンド夜間照明設置
4 年	5 月	山麓公園テニスコート開設（夜間照明設置）
	6 月	イモ山公園テニスコート砂入り人工芝改修
6 年	3 月	市民体育館改修工事設計委託
	4 月	総合公園テニスコート砂入り人工芝改修
	11 月	北大和野球場・グラウンド放送設備設置
7 年	2 月	市民体育館大規模改修
	3 月	小平尾南少年グラウンド改修
	8 月	健民運動場夜間照明設置
9 年	4 月	総合公園相撲場開設
10 年	4 月	総合公園グラウンド夜間照明設置
11 年	4 月	むかいやま公園体育館、同グラウンド、同テニスコート開設
13 年	8 月	総合公園体育館給湯設備設置
14 年	12 月	北大和体育館アリーナ床改修
15 年	1 月	生駒市公共施設案内システム稼働

	2 月	滝寺公園テニスコート砂入り人工芝改修
1 6 年	3 月	市民体育館直流電源装置改修 総合公園体育館防水改修
	1 2 月	総合公園テニスコート砂入り人工芝改修
1 7 年	3 月	小平尾南体育館屋根塗装改修
1 8 年	2 月	県の施設予約システム導入によるインターネット申請開始
	7 月	イモ山公園プール塗装
1 9 年	2 月	むかいやま公園体育館アリーナ人工芝改修
	3 月	生駒市公共施設案内システムから奈良電子自治体共同運営システムに接続稼働
	1 1 月	健民運動場防球ネット改修
2 0 年	3 月	井出山体育館屋根等塗装
	8 月	指定管理者候補者選定委員会で㈱アクアティックを指定管理者候補者に選定
	1 2 月	山麓公園テニスコート砂入り人工芝改修
2 1 年	1 月	井出山屋内温水プール設置に伴う既存体育施設の撤去
	5 月	山麓公園テニスコート砂入り人工芝改修
2 1 年	6 月	井出山屋内温水プール設置工事着工
	7 月	山麓公園テニスコート砂入り人工芝張替
		社会体育施設（山麓公園テニスコート）の指定管理を開始
	9 月	生駒市体育施設条例の使用料金、減免の見直しによる改正
2 2 年	3 月	井出山屋内温水プール整備工事完成
	4 月	生駒市体育施設条例の改正。使用料金の改正
		社会体育施設（山麓公園テニスコートを除く）の指定管理開始
		井出山屋内温水プール「きらめき」開館、同施設の指定管理開始
	5 月	山麓公園テニスコート砂入り人工芝改修
	6 月	平群町ウォーターパークとの相互利用開始
2 3 年	1 月	山麓公園テニスコート砂入り人工芝改修
	2 月	山麓公園テニスコート夜間照明改修
	3 月	生駒市スポーツ振興基本計画策定
		ふれあい振興財団解散
		奈良電子自治体共同運営システム「e 古都なら」によるインターネット申請開始
		井出山体育館屋根等改修、総合公園体育館屋根改修
	7 月	滝寺公園幼児用プール塗装替
	8 月	スポーツ基本法施行（旧スポーツ振興法）
2 4 年	3 月	スポーツ基本計画策定（国）
		総合体育館床改修、北大和体育施設、むかいやま体育館にコイン

		シャワー設置
24年	7月	市民体育館耐震診断実施
24年	10月	むかいやま公園テニスコート砂入り人工芝改修
25年	1月	北大和野球場及び総合公園体育館の照明制御盤交換
	2月	武道館及び井出山体育館排煙オペレータ交換
	3月	市民体育館非常用等蓄電池交換
		小平尾南体育館屋根防水工事
	6月	浄化センターテニスコートの人工芝生化（3面）
		滝寺公園プールろ過装置修繕
	10月	市民体育館高圧受変電設備改修工事
	11月	小平尾南体育館シャワー温水化工事
	12月	浄化センターテニスコート駐車場舗装工事
26年	3月	サンヨースポーツセンター購入

3. 社会体育施設の概要

(1) イモ山プール施設

所在地 北田原町 2 4 7 6 番地 8
構造 補強コンクリートブロック造 1 階建
敷地面積 1, 6 0 0 m²
施設 2 5 m プール 5 コース、幼児用プール
開館 昭和 5 6 年 7 月

(2) イモ山グラウンド施設

所在地 北田原町 2 4 7 6 番地 8
敷地面積 9, 0 6 0 m²
施設 バックネット・ダックアウト・観覧席
開館 昭和 5 4 年 2 月

(3) イモ山テニスコート施設

所在地 北田原町 2 4 7 6 番地 8
敷地面積 1, 5 6 4 m²
施設 砂入り人工芝 2 面・壁打練習コート 1 面
開館 昭和 5 4 年 2 月

(4) 北大和体育館施設

所在地 北大和 3 丁目 5 0 7 7 番地
構造 鉄骨造り 1 階建
敷地面積 3, 0 7 7. 4 3 m²
建築面積 6 7 8. 0 6 m²
延床面積 6 2 3. 7 m²
施設 アリーナ(4 6 1 m²)・事務室・会議室
開館 平成 2 年 4 月

(5) 北大和グラウンド施設

所在地 北大和 3 丁目 5 0 7 7 番地
敷地面積 1 2, 5 0 0 m²
施設 バックネット・観覧席
開館 平成元年 4 月

(6) 北大和野球場施設

所在地 北大和 3 丁目 5 0 7 7 番地
敷地面積 1 3, 6 0 0 m²

施 設 バックネット・ダックアウト・放送設備・夜間照明施設・観覧席 6 0 0 名等
開 館 平成元年 4 月

(7) 総合公園体育館施設

所 在 地 小明町 1 8 0 7 番地 1
構 造 鉄筋コンクリート造地上 3 階建
敷地面積 1 3, 6 0 0 m²
建築面積 2, 6 1 5 m²
延床面積 2, 9 7 8 m²
施 設 1 階 アリーナ (1 5 0 6 m²)・事務室・観覧席 3 0 0 席、2 階 観覧席 2 0 4 席・
会議室
開 館 昭和 5 8 年 7 月

(8) 総合公園グラウンド施設

所 在 地 小明町 1 8 0 7 番地 1
敷地面積 1 6, 0 0 0 m²
施 設 放送設備・観覧席・夜間照明施設・ストリートバスケットボールコート等
開 館 昭和 5 8 年 7 月

(9) 総合公園テニスコート施設

所 在 地 小明町 1 8 0 7 番地 1
敷地面積 2, 6 6 0 m²
施 設 砂入り人工芝 3 面・壁打練習コート 1 面・夜間照明施設
開 館 昭和 6 0 年 4 月

(10) 総合公園相撲場施設

所 在 地 小明町 1 8 0 7 番地 1
敷地面積 1 4 3 m²
施 設 鉄砲柱
開 館 平成 9 年 4 月

(11) 山麓公園テニスコート施設

所 在 地 俵口町 2 0 8 8 番地
敷地面積 3, 5 2 2 m²
施 設 砂入り人工芝 5 面・クラブハウス・夜間照明施設
開 館 平成 4 年 5 月

(12) 滝寺公園市民体育館施設

所在地 門前町 9 番 20 号
構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 4 階建
敷地面積 14,875.0 m²
建築面積 3,223.3 m²
延床面積 4,185.98 m² (4,278 m²)
施設 1 階 会議室・多目的室 2 階 アリーナ (1630 m²)・事務室、
3 階 観覧席 756 席 (378×2)
開館 昭和 51 年 9 月

(13) 滝寺公園健民運動場施設

所在地 門前町 9-20 番地
敷地面積 10,000 m²
施設 バックネット・放送設備・遊具広場
開館 昭和 43 年 10 月

(14) 滝寺公園武道館施設

所在地 門前町 9 番 20 号
構造 鉄骨造 1 階建
敷地面積 14,875.0 m²
建築面積 889.84 m²
延床面積 859.45 m²
施設 剣道場 1 面・柔道場 1 面 (アリーナ 544 m²)
開館 平成元年 4 月

(15) 滝寺公園テニスコート施設

所在地 門前町 9 番 20 号
敷地面積 842 m²
施設 砂入り人工芝 1 面・クレイコート 1 面
開館 昭和 49 年 8 月

(16) 滝寺公園プール施設

所在地 元町 2 丁目 14 番
敷地面積 3,500 m²
施設 50m プール 7 コース、幼児用プール
開館 昭和 47 年 7 月

(17) むかいやま公園体育館施設

所在地 萩原町 6 7 3 番地
構造 鉄骨造地上 2 階建
敷地面積 3 9, 3 6 6. 5 0 m²
延床面積 9 3 4. 8 4 m²
建築面積 8 8 2. 8 4 m²
施設 1 階 アリーナ (6 7 2 m²、全面人工芝)・事務室・プレイロット、2 階 談話室
開館 平成 1 1 年 4 月

(18) むかいやま公園グラウンド施設

所在地 萩原町 6 7 3 番地
敷地面積 8, 9 0 0 m²
施設 バックネット・放送設備・遊具広場
開館 平成 1 1 年 4 月

(19) むかいやま公園テニスコート施設

所在地 萩原町 6 7 3 番地
敷地面積 1, 3 4 0 m²
施設 砂入り人工芝 2 面・夜間照明施設
開館 平成 1 1 年 4 月

(20) 小平尾南体育館施設

所在地 小平尾町 1 6 2 9 番地
敷地面積 1, 1 7 1. 8 2 m²
建築面積 6 5 7 m²
延床面積 6 5 2 m²
施設 1 階 アリーナ (4 5 9 m²)・事務室・会議室
開館 昭和 6 1 年 4 月

(21) 小平尾南少年グラウンド施設

所在地 小平尾町 1 6 2 9 番地
敷地面積 4, 6 2 0 m²
施設 バックネット・夜間照明施設
開館 昭和 6 1 年 4 月

(22) 井出山体育館施設

所在地 小平尾町 1 7 6 6 番地 1
構造 鉄骨造 1 階建

敷地面積 1, 568. 21 m²
建築面積 658. 98 m²
延床面積 651. 91 m²
施設 1階 アリーナ (459 m²) ・事務室・会議室
開館 平成3年4月

(23) 井出山グラウンド施設

所在地 小平尾町1766番地1
敷地面積 13, 000 m²
施設 バックネット・ダックアウト・バックスクリーン・スコアボード・夜間照明施設
・観覧席800名・散水設備
開館 平成元年5月

(24) 浄化センターテニスコート施設

所在地 東山町201番地21
敷地面積 3, 478 m²
施設 全天候型5面
開館 昭和63年4月

(25) 井出山屋内温水プール施設「きらめき」

所在地 小平尾町956番地1
敷地面積 4, 115. 14 m²
建築面積 1, 682. 7 m²
延床面積 1, 673. 45 m²
施設 25mプール 7コース、(内1コースは歩行ゾーン)、
幼児用プール3m*5m、採暖室、ジャグジー、トレーニングジム、スタジオ
開館 平成22年4月

(26) (仮称) 生駒市北部スポーツセンター

所在地 高山町166番地2
敷地面積 65, 116. 76 m²
施設 多目的グラウンド、野球場、テニスコート、体育館、クラブハウス、
宿泊棟、研修棟など
開館 平成27年1月予定

○生駒市スポーツ施設一覧

施設名	体育館 (7)	グラウンド (7)	テニスコート (21)	プール (3)	野球場 (3)	その他 (6)
北部スポーツセンター	○ サブ有	○ 人工芝	○ 人工 2		○	クラブハウス、 研修棟、 宿泊棟
イモ山公園	—	○	○人工 2	○	—	
北大和	○	○	—	—	○	
総合公園	○	○	○人工 3	—	—	相撲場
山麓公園	—	—	○人工 5	—	—	
滝寺公園	○	○	○人 1・土 1	○	—	武道館
むかいやま公園	○	○	○人工 2	—	—	
小平尾南	○	○少年用	—	—	—	
井出山	○	—	○全天候 2 ○人工 3	○屋内	○	ジム・スタジオ

4. 生駒市スポーツ振興基本計画

《趣旨》

- ・ **スポーツは**、人の心身両面に大きな影響を与える文化の一つであるとともに、人生をより豊かで充実したものにするために重要な役割を担っており、明るく活力に満ちた社会の形成に大きく貢献するものです。
- ・ **生駒市では**、スポーツ教室や市民体育大会、市民体育祭など多くのイベントを行うことにより、スポーツの活性化を図ってきました。
- ・ **近年**子どもの運動不足や体力低下がみられ、成人病・生活習慣病の増加に加え、高齢社会における高齢者の介護予防など健康に対する関心や需要が高まっています。
- ・ **今後もより一層**、市民がスポーツ活動を継続的に実施できるよう、家庭、学校、地域が一体となった取り組みのなかでスポーツ団体と連携を深めることが可能な環境を整備し、だれもが利用しやすいスポーツ環境のもと、スポーツを通じた地域づくり、まちの活性化に努める必要があります。
- ・ **こうした背景を踏まえ**、市民だれもが、より身近なところでそれぞれの体力や年齢、目的に関係なく、スポーツを楽しみながら、地域の人々と人間関係を構築し、生駒市民が笑顔で元気になれるよう「**生駒市スポーツ振興基本計画**」を策定しました。

《計画の位置付け》

本計画は、国の「スポーツ振興基本計画」、県の「なら運動・スポーツ振興プラン」、さらに本市の総合計画をはじめ、次世代育成支援対策推進行動計画や高齢者福祉計画、障がい者計画などの福祉計画のほか、健康いこま 21 計画などの関連計画との整合性を図り、スポーツに関する施策を総合的に推進します。

《計画の期間》

本計画は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの、今後 10 年間にわたる本市のスポーツ振興の目標と目標達成のための方針を示すものです。

《目標事業量》

現状を勘案し、計画を推進する目安として、基本目標ごとに具体的な数値目標を定め、達成を目指します。

指 標 名	平成 21 年度	平成 32 年度
週に 1 回以上運動・スポーツを行う人（20 歳以上）の割合	40.8%	50.0%
市内各種スポーツイベントの参加者数	17,292 人	21,000 人
総合型地域スポーツクラブの数	0 クラブ	3 クラブ
公共スポーツ施設利用人数（延べ人数）	513,716 人	720,000 人
生駒市独自のニュースポーツの数	0 競技	3 競技
スポーツリーダーバンク登録者数	0 人	30 人
週に 1 回以上運動・スポーツを行う子ども（小学生）の割合	64.2%	80.0%
スポーツ少年団の登録団体数	9 団体	15 団体

笑顔と元気で 1. 2. 3.

《基本理念》

～いってみよか やってみよか みてみよか～

《大切にすべき視点》

・子どもの育成と高齢者の支援

子どもの間にスポーツや遊びに関わる時間を増やすことにより、底辺の拡充を図り、生涯にわたりスポーツを楽しむための基盤をつくります。また、生涯にわたり健康でいきいきと暮らせるよう高齢者に配慮したスポーツ環境をつくります。

・人材の育成

よりよいスポーツライフをおくるために、一般財団法人生駒市体育協会をはじめ、各種スポーツ団体及び地域と連携し、人材の発掘を行うとともに研修会等を行い、指導者だけでなく、マネジメントをできる人材も育成します。

・総合型地域スポーツクラブのあり方

子どもから高齢者まで気軽にスポーツを行うことができる環境を整備するとともに、運営に学生やリタイアされた高齢者の方が関わることにより、継続して成長できるスポーツクラブを育成します。

《基本目標》

- 1 “個”に応じたスポーツ活動や参加機会を増やします
- 2 “気軽”にスポーツができる環境を整えます
- 3 “だれもが”利用しやすい施設環境を整備します
- 4 スポーツによる“地域の絆”を深めます
- 5 心身ともに元気な“いこまっ子”を育みます

5. 生駒市スポーツ振興基本計画に係る実施計画

《趣旨》平成 23 年 3 月に策定した「生駒市スポーツ振興基本計画」に定めた諸施策の具体的取り組みを明確にするため、「生駒市スポーツ振興基本計画の実施計画」を策定するものです。

《位置付け》本計画は、「生駒市スポーツ振興基本計画」の基本理念に基づく基本目標の実現のため、基本計画の体系に沿った主要な事業や、その実施プログラムを総合的かつ計画的に推進していくことができるよう、「生駒市スポーツ振興基本計画の実施計画」として策定します。

《計画の期間》本計画は、平成 25 年度（2012 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までとし、本計画に基づく施策の推進に際しては、実現可能なものから順次実施します。また、計画期間の 10 年間を「前期、中期、後期」に分けて、期間毎に具体的な取り組みを実施します。

《具体的な事業の取り組み》「生駒市スポーツ振興基本計画」に定めた「個」に応じたスポーツ活動や参加機会を増やします・「“気軽”にスポーツができる環境を整えます」・「“だれもが”利用しやすい施設環境を整備します」・「スポーツによる“地域の絆”を深めます」・「心身ともに元気な“いこまっ子”を育みます」の 5 つの視点から捉えたそれぞれの基本目標に関して、各々の基本施策を示しています。各基本施策には、現状と課題を踏まえた上で具体的な事業の取り組みを《方法》として示しています。

また、本計画期間の取り組みはもとより、その後も引き続き取り組むことにより成果がもたらさせる事業に関しては、事業取り組みの結果もたらされる成果を【将来像】として記載しています。

平成 25 年 9 月現在、関係各課にて実施していただいております関連事業と、スポーツ振興課の事業を合わせた延べ 79 事業を中心に進めます。

《評価》基本計画にもとづき、毎年、各課にて事業実績に基づき評価を行う予定です。

《主な事業》

- ・ **総合型地域スポーツクラブの設置【基本目標第 2】**

だれでも、なんでも、どんなレベルでも、の特徴を持つ、地域住民が主体的、自立的に運営するスポーツクラブの設置を挙げています。

- ・ **スポーツリーダーバンクの設置・運営【基本目標第 4】**

スポーツ・リーダーを登録してもらい、地域等へ派遣し、指導することによりスポーツの楽しさを知ってもらいます。

- ・ **市民の生涯スポーツの推進【基本目標第 4】**

高齢者が生き生きと過ごしていただけるよう、グラウンド・ゴルフやノルディックウォーキング等の生涯スポーツを振興します。

- ・ **子どもの体力の向上【基本目標第 5】**

近年、子どもの体力が低下していることから、体育施設の開放やファミリースポーツの集い等の様々なイベントを通じて、子どもの体力向上に努めます。

6. 生駒市スポーツ推進審議会（旧生駒市スポーツ振興審議会）

《根拠》スポーツ基本法第 31 条に規定

生駒市スポーツ推進審議会条例により設置 (H23.9 改正)

※委員はスポーツに関する学識経験者のある者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が認める者

《職務内容》

教育委員会からの諮問に応じて意見

教育委員会が策定するスポーツ振興基本計画を定める際やスポーツの振興事業を主目的とする団体への補助金交付をするときやスポーツ施設の整備や指導者の養成、団体の育成等のスポーツ振興に関する重要事項について調査、審議し、教育委員会に建議（役所に意見を述べること）する。

《定数》10 名以内、H24.7 現在 10 名の委員（内女性委員 3 名）に委嘱

《任期》2 年

《報酬》14,000 円／回

《委員》スポーツに関する学識経験のある者として、

生駒市体育協会(1)、校園長会(1)、総合型地域スポーツクラブ(1)、自治連合会(1)、スポーツ推進委員(1)、帝塚山大学講師(1)、スポーツ競技団体関係者(1)、卓球国際大会出場者(1)、体育施設指定管理者(1)、市内民間スポーツ施設関係者(1)の 10 名委嘱

《具体的な活動》年 2 回の定例会・先進地視察等での研修

教育委員会からの諮問対応の知識取得

《実績》平成 25 年度：会議 4 回・視察 実施せず

《委員》任期：平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで

氏 名	選出母体
◎池田 誠也	(一財)生駒市体育協会会長
○松岡 誠	帝塚山大学 講師
泉本 憲人	生駒市体育施設管理者
本摩 恒利	市内総合型地域スポーツクラブ関係者
城山 英章	生駒市自治連合会 副会長
城山 ゆかり	生駒市体育指導委員 委員長
辻本 丈夫	県内スポーツ競技団体関係者
大辻 哲男	生駒市校園長会
藤井 寛子	卓球競技国際大会等出場者
吉田 利幸	市内民間スポーツ施設支店長

※◎委員長、○副委員長

7. 生駒市スポーツ推進委員（旧体育指導委員）

《根拠》スポーツ基本法第 32 条第 2 項により委嘱

生駒市スポーツ推進委員に関する規則(H23.9 改正)

- ① スポーツの実技指導やスポーツ活動促進のための組織の育成
- ② スポーツに関する行事・事業への協力等市民のスポーツ振興のための指導助言、その他スポーツ振興に関する指導助言。

《定数》現在 15 名 H26.4.1-内女性委員 8 名（53%）

（定数は 25 名以内）

《任期》2 年間（15 名を委嘱）

自治連合会（5）、生駒市体育協会（4）、校園長会(1)、市子連(1)、
スポーツボランティア(1)、市老連(1)、健康づくり推進員連絡協議会(1)、
スポーツ少年団(1)の 8 団体から 15 名を推薦、選任。

《報酬》72,000 円／年額

《具体的な活動》 地域へのスポーツ指導員として派遣

- ・ファミリースポーツの集いなどで軽スポーツの指導を中心に活動。
- ・文部科学省のスポーツ振興基本計画の中でスポーツ推進委員の研修の充実強化を強く期待
- ・スポーツ推進委員への研修
近畿体育指導委員研究協議会主催の研究会へ参加し、取り組みの実例や実技研修等による知識取得に努力

《実績》平成 25 年度：会議 2 回、研修会 8 回、実技指導 5 回

《委員》任期：平成 24 年 7 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで

氏 名	選出母体	氏 名	選出母体
◎城山 ゆかり	東地区自治連合会	倉橋 義昭	生駒市体育協会
○本摩 恒利	スポーツ少年団	城山 圭司	生駒市体育協会
○高橋 恭子	中地区自治連合会	矢田 千鶴子	生駒市体育協会
瀬島 啓子	北地区自治連合会	堀 知子	老人クラブ連合会
浜田 みどり	西地区自治連合会	藤尾 庸子	健康づくり推進員連絡協議会
反保 眞一郎	南地区自治連合会	連 靖和	生駒市子ども会育成連絡協議会
高尾 治良	生駒市校園長会	中島 有希恵	スポーツボランティア
高山 恒一	生駒市体育協会		

※◎委員長、○副委員長

8. 総合型地域スポーツクラブについて

《趣旨》総合型地域スポーツクラブは、国のスポーツ振興基本計画において全国の市町村に少なくとも一つの育成が必要不可欠。県-平成 26 年度までに 1 つ以上設置（市町村）

《目的》学校週 5 日制時代における地域の子どものスポーツ活動の受け皿整備、地域の連帯意識の高揚、世代間交流等の地域社会の活性化や再生にも寄与

《内容、メリット》

- ①スポーツ参加率の向上、②世代間の交流、③医療費の削減、④情報の発信拠点、⑤地域の教育力の向上、⑥高齢者の生きがいがづくり、⑦施設の有効活用、⑧住民参加型の地域づくり、⑨クラブは人生の伴走者

《設置の現状》

- ・クラブではいろいろなスポーツに多世代にわたって参加できる多種目多世代のスポーツクラブは少なく、限られた種目のスポーツに多世代が参加できる単一型多世代のスポーツクラブが主流
- ・競技スポーツはしたくないが、身体を動かしたい人に機会を与える場としてニュースポーツを中心に運営しているクラブもある。

《生駒の現状》H25.3 現在

- ・総合型地域スポーツクラブは 3 か所
 - ・NPO 法人プロストリート関西（アスpegas）（H23.9 設立）
 - ・いこ増ッスルクラブ（一般財団法人生駒市体育協会）（H25.3 設立）
 - ・リトルパイン総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会（H26 年 4 月設立準備委員会）

【奈良県】 55 クラブ 36 市町村/39 市町村（設置率 92.3%）

未設置 3 村（H25.7）

【全 国】 （H25.7）

- ・創設クラブ数 3237 クラブ① ・設立準備中 256 クラブ②
創設・準備中（①+②）3493 クラブ
- ・市町村数 1742 市町村③・クラブがある市等 1377 市町村④
クラブ育成率（④/③） 79.0%

【市等の支援】国「スポーツ基本法第 21 条」（H23.6 策定）

住民が主体的に運営する地域スポーツクラブが行う地域におけるスポーツ振興のための事業への支援、指導者等の配置、施設の整備など必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- ・県「なら運動・スポーツ振興プラン」（H21.6 策定）
平成 26 年度までに 1 か所、平成 30 年度までに中学校区に 1 か所、平成 40 年度までに小学校区に 1 か所の設立
- ・市「スポーツ振興基本計画」（H23.3 策定）
平成 26 年度までに 1 か所、平成 29 年度までに 2 ヶ所、平成 32 年度までに 3 か所を設置

9. スポーツ少年団について

《目的》 スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年にスポーツを振興し、
もって青少年の心身の健全な育成に資すること

《内容》 (財) 日本体育協会寄付行為第 36 条の規定に基づき設置された団体

《登録規定》 原則として小学生以上の団員 10 名以上と 20 歳以上の成人指導者 1 名で構成

- ・ 少年団には 1 名以上の有資格指導者が必須
- ・ 2 団体以上の代表指導者を兼ねることはできない

《登録》 市区町村スポーツ少年団 → 都道府県スポーツ少年団 → 日本スポーツ少年団
(少年団単位で申請)

《登録団体数》 10 団体 (H26. 3 末)

- ・ 内訳 ・ ミニバスケット (3)、卓球 (2)、サッカー (2)、軟式野球 (2)、レスリング (1)

《周知》 市広報「いこま」で登録申請等を周知(年 1 回)

《補助》 生駒市スポーツ少年団交流大会参加賞 交流大会実施 (20 千円)

- ・ 生駒市スポーツ少年団大会参加賞 県民大会参加団体 (10 千円)
 - ・ 少年団の大会を実施する場合は施設使用料減免 (補助)
- ※大会とは (他市との交流大会を企画し、市内で実施)

《目標》 H32 年度 15 団体

《交流大会謝礼》 参加賞分 20,000 円を補助、年間 1 団体 20,000 円が限度

《実績》 H25-40,000 円 (20 千円*2 団体=交流大会参加賞)

10. 平成 25 年度の主な事業概要（指定管理業務含む）

(1) 市民体育大会

内容：広く市民の間に体育・スポーツを普及し、市民の体力づくり・健康づくりの中核として体育への関心を一層高め、市民が広くスポーツに参加する機会とする各種スポーツ競技大会。

H25 実績：27 競技 5,651 人（H24 27 競技 6,007 人）

(2) 市民体育祭

内容：広く市民にスポーツを普及し健康づくりや体力づくりを図り、相互の親睦と明るい郷土を築くために実施する各種スポーツ競技大会。

H25 実績：参加チーム数（ソフトボール:90 チーム、バレーボール:11 チーム、ゲートボール:16 チーム、バドミントン:24 チーム、グラウンド・ゴルフ:24 チーム、小学生水泳大会 105 人スポーツ広場:193 人）全体 165C2476 人（173C 2438 人）

(3) 生駒山スカイウォーク

内容：普段歩くことのできない信貴生駒スカイラインを特別に開放し、生駒山周辺の自然や歴史に親しむウォーキングイベント。

H25 実績：参加者約 1,500 人

(4) 体育館無料開放事業

内容：青少年の健全育成を図り、市内の児童・生徒の遊び場を提供するため、原則毎月第 1・第 3 土曜日に 1 カ所の体育館を無料開放する。

H25 実績：回数 20 回、延参加者 1,153 人

(5) 学校体育施設の開放事業

内容：子どもを含め地域の社会体育の普及を図り、学校体育施設を学校休業日に地域団体等へ開放する。

H25 実績：小学校 12 校（体育館 1075 回、運動場 1602 回）、
中学校 8 校（体育館 110 回、運動場 114 回）

(6) ファミリースポーツの集い（含小学生スポーツふれあいデー）

内容：スポーツによる親睦を図るため、軽スポーツを中心としたレクリエーション活動の場を提供する。

H25 実績：ソフトバレーボール 6 チーム、ドッジボール 13 チーム（計 186 人）

小学生スポーツふれあいデー及び、軽スポーツ体験コーナーは荒天中止

(7) スポーツ教室

内容：初心者を対象として、各スポーツの基本技術の習得及び体力の向上を図るとともに、生涯スポーツ人口の拡大を図るため各種スポーツ教室を開催する。

H25 実績：21 教室 6,697 人

(8) 小学生長距離走記録会（奈良県市町村対抗子ども駅伝大会）

内容：子ども達の体力低下が懸念されている中、子ども達の現在の体力を把握するとともに、スポーツにふれあうきっかけになるよう、小学 1 年生～6 年生を対象に陸上長距離走記録会兼奈良県主催の市町村対抗子ども駅伝大会生駒市代表選手予選会を

開催する。

H25 実績：長距離走参加人数（5・6 年生 48 名、3・4 年生 48 名、1・2 年生 44 名）

奈良県市町村対抗子ども駅伝大会（参加人数 12 人）合 計 140 名

H25 実績：総合 15 位（H26.3.8）

(9) 生駒ふれあい市民マラソン・ジュニア駅伝大会

内容：マラソンの普及と走る楽しさを知ってもらい、子ども達への運動の機会づくり、参加者同士のコミュニケーションの場の提供、健康な身体づくりに役立てることを目的に開催する。

H25 実績：参加者数 534 人

(10) スポーツリーダーバンク登録紹介事業(指導者登録紹介制度)

内容：市民にスポーツを広めるため、スポーツ・リーダーを登録し、市民に紹介をすることにより、スポーツ人口の拡大を図る。

H25 実績：延登録者数 20 人

(11) 生駒市及び平群町の体育施設の相互利用

内容：生駒市及び平群町の設置する体育施設の相互利用を行うことにより、市民の健康の保持増進を図るもの。

H25 年度実績：生駒市民 7,504 人(大人 3,603 人、小人 3,901 人)

平群町民（プール）2,176 人（大人 1001 人、小人 282 人）

（ジ ム）226 人

(12) スポーツクラブ育成事業

内容：一般財団法人生駒市体育協会に加盟する競技団体に対し、スポーツ活動の強化及び活性化を図るための事業に必要な経費の一部を補助し、本市のスポーツの普及及び振興を図る。

H25 実績：28 競技団体

(13) スポーツ少年団への支援

内容：県スポーツ少年団親善競技大会参加及び交流大会を実施した市スポーツ少年団登録団体に対し支援を行う。

H25 実績：登録団体 10 団体

(14) 地区別体力づくりへの支援

内容：市民の体力づくりの活動に対し必要な経費の一部を補助することにより広く市民にスポーツを普及し、運動を通じた健康の維持、増進を推進するとともに市民相互の親睦を図る。

H25 実績：実施地区（北地区、中地区、東地区、南地区）への支援

(15) インターネットによる施設予約システム（e 古都なら）

内容：奈良県電子自治体共同運営システム「e 古都なら」を導入することにより、インターネットによる施設の空き状況の確認やネット予約など、利用者の利便性を図る。

H25 実績：登録団体 328 団体、予約件数 1647 件 受付全件数 24713 件

(16) 総合型地域スポーツクラブ

内容：だれでも、なんでも、どんなレベルでもの特徴を持つ、地域が自主的、自立的に運営するスポーツクラブ

H25 実績：3 団体（NPO 法人プロストリート関西、いこ増ッスルクラブ、リトルパイン）

(17) スポーツ競技団体派遣事業支援

内容：技術力の高いスポーツ競技選手と技を競うスポーツ競技大会（全国・国際大会等）に参加することで、本市代表選手の技術力の向上を図るとともにスポーツを通じた親睦とその選手の功績によるスポーツ振興を図ることを目的とし、参加経費の一部を補助する。

H25 実績：全国大会等派遣 17 件（58 人）

(18) 体育施設の指定管理

内容：体育施設の管理・運営の効率化及び費用の削減を図るため、指定管理者に管理運営を委託するとともに、利用者が安心・安全に施設を使用できるよう管理を行う。

H25 実績：全体育施設を 3 指定管理者に委託

- ・（一財）体育協会 イモ山公園体育施設、総合公園体育施設、滝寺公園体育施設、むかいやま公園体育施設、北大和体育施設、小平尾南体育施設

指定管理料 172,127,171 円

（172,500 千円＋819,105 円（プール増）－還 1,191,934 円）

指定管理期間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（5 年間）

- ・（株）アクアティック 井出山体育施設（井出山屋内温水プール）

指定管理料：0 円

指定管理期間：平成 22 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（5 年間）

- ・大新東・ナック共同体 山麓公園テニスコート

指定管理料：16,727,421 円

指定管理期間：平成 21 年 7 月 1 日～平成 26 年 6 月 30 日（5 年間）

1 1. 社会体育施設別利用状況

(1) 平成 25 年度施設別利用件数、延利用人数、稼働率

※会議室含む

施設名	利用件数 (件)	延利用人数 (人)	平日稼働率 (%)	土日等 (%)
イモ山公園施設	2239	60,203		
グラウンド	167	19,305	14.71	82.86
テニスコート	2072	16,533	63.14	82.86
プール		24,365		
北大和体育施設	1934	118,985		
体育館	1205	23,908	65.49	94.64
グラウンド	219	47,582	35.73	84.88
野球場	510	47,495	65.49	78.61
総合公園体育施設	5531	169,790		
体育館	1712	84,390	82.37	97.88
グラウンド(内相撲)	416 (5)	48,849 (540)	35.73(0.36)	78.61(3.86)
テニスコート	3403	36,551	65.54	85.37
山麓公園テニス施設	2953	32,400		
テニスコート	2953	28,596	36.15	83.57
滝寺公園体育施設	4687	203,541		
体育館 (内武道館)	3217(1014)	144,739(25,719)	74.32(45.29)	97.47(82.84)
グラウンド	278	26,966	31.24	81.75
テニスコート(内健民)	1192 (344)	16,475(6434)	63.33(45.4)	98.74(69.59)
プール		15,361		
むかいやま公園体育施設	3423	61,283		
体育館	1115	16,798	86.2	100.00
グラウンド	247	21,922	34.23	87.30
テニスコート	2061	22,563	47.26	88.69
小平尾南体育施設	1462	57,056		
体育館	1005	28,749	78.73	87.61
グラウンド	457	28,307	50.43	63.55
井出山体育施設	3438	96,576		
体育館	846	15,805	63.67	94.74
グラウンド	298	18,840	50.43	87.55
テニスコート	2294	61,931	46.94	92.37
井出山屋内温水プール		118,648		
合 計	25667	914,678		

(2) 平成 25 年度体育施設利用人数の推移

施設 年度	体育館・武道館	グラウンド・野 球場・相撲場	テニスコート	プール
H 2 5	9100 件 314,389 人	2592 件 259,266 人	13975 件 182,649 人	158,374 人
H 2 4	8867 件 308,982 人	2571 件 269,127 人	14920 件 172,972 人	160,522 人
H 2 3	8485 件 301,039 人	2720 件 294,195 人	14718 件 192,170 人	142,417 人
H 2 2	8703 件 279,411 人	2916 件 296,828 人	17149 件 169,986 人	111,479 人
H 2 1	8151 件 205,961 人	3650 件 167,326 人	19045 件 129,095 人	18,401 人
H 2 0	8223 件 207,356 人	3313 件 153,670 人	19897 件 133,159 人	27,077 人
H 1 9	8105 件 236,317 人	3253 件 206,941 人	20445 件 160,086 人	26,566 人
H 1 8	7877 件 215,609 人	3321 件 170,542 人	20191 件 147,804 人	24,444 人
H 1 7	7536 件 196,837 人	3298 件 169,707 人	20134 件 149,743 人	22,458 人
H 1 6	7367 件 179,874 人	3186 件 157,253 人	20386 件 145,938 人	20,281 人
H 1 5	7303 件 172,815 人	3099 件 146,840 人	20465 件 145,373 人	20,479 人

※H21 年度以前のプールはイモ山公園、滝寺公園プールのみ開場

12. 平成 25 年度年間実施事業

月	内 容
4 月	体育館無料開放（2 回）
5 月	第 4 2 回市民体育大会総合開会式（総合公園グラウンド） 体育館無料開放（2 回）
6 月	生駒山スカイウォーク開催 体育館無料開放（2 回）
7 月	総合型地域スポーツクラブ啓発事業実施（吉田沙保里選手・栄和人監督） 小学生水泳競技大会（井出山屋内温水プール） 体育施設（プール）の相互利用（平群町の屋外プール開館期間） 体育館無料開放（2 回）
8 月	体育施設（プール）の相互利用（平群町の屋外プール開館期間） 体育館無料開放（2 回）
9 月	自治会対抗ソフトボール大会予選（総合公園グラウンド他） 体育館無料開放（2 回）
10 月	第 4 6 回市民体育祭・スポーツ広場（総合公園） 第 2 3 回ファミリースポーツの集い（26 日～27 日） 体育館無料開放（2 回）
11 月	小学生長距離走記録会（北大和グラウンド） 体育館無料開放（2 回）
12 月	体育館無料開放（2 回）
1 月	生駒ふれあい市民マラソン 2014 高山サイエンスプラザ周辺）
3 月	奈良県市町村子ども対抗駅伝大会（馬見丘陵） 体育館無料開放（2 回）
随時	スポーツ教室（各競技団体実施） 学校体育施設の無料開放（学校の休祝日） 体育施設（プール等）の相互利用（井出山屋内温水プールきらめきの開館日）

13. 主な事業参加者数の推移

	体 育 大 会	体育祭	ファミリ ー ス ポー ツ の 集 い	小学生長 距離走記 録会	スポーツ 教室	体育館 無料開放	学 校 体 育 施設開放	生 駒 ふ れ あ い 市 民 マ ラ ソ ン	平群町 相互利用
H 2 5	27 競技 5651 人	165 チーム 2476 人	186 人 一部中止	140 人	21 教室 6697 人	1153 人	体 1185 回 運 1716 回	534 人	7504 人
H 2 4	27 競技 6007 人	173 チーム 2438 人	318 人	201 人	19 教室 6,885 人	1235 人	体 1173 回 運 1743 回	672 人	8903 人
H 2 3	26 競技 6384 人	189 チーム 2456 人	516 人	154 人	19 教室 7028 人	957 人	体 1048 回 運 1863 回	676 人	8380 人
H 2 2	26 競技 5727 人	183 チーム 2614 人	599 人	115 人	19 教室 7303 人	1110 人	体 974 回 運 1884 回	625 人	5946 人
H 2 1	26 競技 6305 人	189 チーム 2883 人	中止	113 人	19 教室 5903 人	998 人	体 960 回 運 1862 回	515 人	—
H 2 0	26 競技 6194 人	201 チーム 3086 人	575 人	100 人	19 教室 5437 人	1106 人	体 1003 回 運 1772 回	422 人	—
H 1 9	26 競技 5929 人	202 チーム 2944 人	626 人	122 人	19 教室 5406 人	765 人	体 1048 回 運 1863 回	457 人	—
H 1 8	25 競技 6108 人	201 チーム 3056 人	577 人	66 人	19 教室 5837 人	766 人	体 879 回 運 1791 回	317 人	—
H 1 7	25 競技 5777 人	217 チーム 3169 人	129 人	150 人	19 教室 5645 人	953 人	体 875 回 運 1846 回	436 人	—
H 1 6	25 競技 5969 人	220 チーム 3261 人	265 人	—	19 教室 6291 人	875 人	体 953 回 運 1742 回	332 人	—
H 1 5	25 競技 5688 人	219 チーム 2913 人	476 人	—	19 教室 6237 人	794 人	体 929 回 運 1628 回	387 人	—

・ 市民体育祭、ファミリースポーツの集いの内訳

	市民体育祭		ファミリースポーツの集い	
H 2 5	165 チーム 2476 人	ソフトボール 90 C ・ バレーボール 11 C ゲートボール 16 C ・ バドミントン 24 C グラウンド G 24 C ・ 水泳大会 105 人 スポーツ広場 7 会場 193 人	186 人	小学生スポーツふれあいデー (台風中止) ドッジボール 低 98 人 (9 C)、高 40 人 (4 C) カローリング 見直して取止め ソフトバレーボール 混合 33 人 (6 C)、女子 15 人 (3 C) スポーツ紹介コーナー (荒天中止)
H 2 4	173 チーム 2438 人	ソフトボール 94 C ・ バレーボール 14 C ゲートボール 16 C ・ バドミントン 24 C グラウンド G 23 C ・ 子どもソフト 2 C スポーツ広場 7 会場 198 人	318 人	小学生スポーツふれあいデー 125 人 ドッジボール 低 79 人 (8 C)、高 32 人 (3 C) カローリング 48 人 (8 C) ソフトバレーボール 混合 29 人 (7 C)、女子 5 人 (1 C) スポーツ紹介コーナー (雨天中止)
H 2 3	189 チーム 2456 人	ソフトボール 92 C ・ バレーボール 14 C ゲートボール 17 C ・ バドミントン 24 C グラウンド G 22 C ・ 子どもソフト 3 C スポーツ広場 7 会場 209 人	516 人	小学生スポーツふれあいデー 114 人 ドッジボール 低 59 人 (5 C)、高 61 人 (5 C) カローリング 79 人 (13 C) ソフトバレーボール 混合 35 人 (7 C)、女子 20 人 (4 C) スポーツ紹介コーナー 148 人
H 2 2	183 チーム 2614 人	ソフトボール 102 C ・ バレーボール 12 C ゲートボール 20 C ・ バドミントン 24 C グラウンド G 21 C ・ 子どもソフト 3 C スポーツ広場 7 会場 201 人	599 人	小学生スポーツふれあいデー 133 人 ドッジボール 低 86 人 (7 C)、高 64 人 (6 C) カローリング 84 人 (16 C) ソフトバレーボール 混合 67 人 (15 C)、女子 25 人 (5 C) スポーツ紹介コーナー 140 人

14. 資料

(1) スポーツ推進審議会条例

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、本市にスポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(定数)

第3条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、10人以内とする。

(委嘱)

第4条 委員は、スポーツに関する学識経験のある者、関係行政機関の職員その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が市長の意見を聴いて委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第 1 条の規定による改正前の生駒市スポーツ振興審議会条例第 4 条の規定により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の生駒市スポーツ推進審議会条例(以下「新条例」という。)第 4 条の規定により委嘱された委員とみなす。
- 3 前項の規定により委員とみなされた者の任期は、新条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、旧委員としての任期とする。

(2) スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 32 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ推進委員(以下「委員」という。)の職務その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員は、本市におけるスポーツの推進に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 市民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うこと。
- (3) 市民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業について協力すること。
- (6) 市民一般に対し、スポーツを奨励すること。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、25 名以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 生駒市教育委員会(以下「委員会」という。)は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、前項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再任することができる。

(服務)

第 5 条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、関係法令を遵守し、職務を遂行しなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

(研修)

第 6 条 委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(施行の細目)

第 7 条 この規則の施行に関し、必要な事項は、委員会が定める。

附 則(昭和 50 年 10 月教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

(3) 生駒市体育施設条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の体育及びレクリエーションその他社会体育の振興を図り、心身の健全な発達に寄与するため、体育施設の設置及び管理並びに生駒市都市公園条例(昭和 45 年 3 月生駒市条例第 16 号)に定める公園施設のうち運動施設(以下「公園体育施設」という。)の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、別表第 1 のとおりとする。

2 公園体育施設の名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。

(管理)

第 3 条 体育施設及び公園体育施設(以下単に「体育施設」という。)は、生駒市教育委員会(以下「教育委員会」という。)がこれを管理する。

(指定管理者による管理)

第 3 条の 2 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、体育施設の管理を同項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定の手続)

第 3 条の 3 指定管理者の指定に当たり、教育委員会は、体育施設の管理に関する事業計画書その他教育委員会が必要と認める書類を提出させた上で、次に掲げる基準により指定管理者を決定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用が確保されること。
- (2) 体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 体育施設の管理を安定して行うことができるための物的能力及び人的能力を有していること。

(管理の基準)

第 3 条の 4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い、体育施設の管理を行わなければならない。

(業務の範囲)

第 3 条の 5 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 次条に規定する使用の許可、第 6 条に規定する使用許可の取消し等及び第 14 条に規定する入館及び入場の制限に関すること。
- (2) 第 8 条第 1 項に規定する使用料の徴収に関すること。
- (3) 第 12 条に規定する設備の許可に関すること。
- (4) 体育施設の維持管理に関すること。
- (5) その他教育委員会が必要と認める業務

2 前項の規定にかかわらず、生駒市井出山体育館、生駒市井出山グラウンド、生駒市浄化センターテニスコート及び生駒市井出山屋内温水プール(以下これらを「利用料金対象体育施設」という。)の管理をさせる指定管理者にあつては、前項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までに掲げる業務をその業務の範囲とする。

(使用の許可)

第 4 条 体育施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用の制限)

第 5 条 指定管理者は、使用目的又は使用内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育施設の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき(指定管理者が特に必要があると認める場合を除く。)。
- (3) 体育施設を汚損するおそれがあるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (5) 管理上支障があるとき。
- (6) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第 6 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) その使用が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) その使用が虚偽の申請その他不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 体育施設が災害その他の事故により使用できなくなったとき。
- (4) その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(本市の免責)

第 7 条 前条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、体育施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)に損害が生じることがあっても、本市及び指定管理者は、これに対して補償の責任を負わない。

(使用料及び利用料金)

第 8 条 体育施設(利用料金対象体育施設を除く。)の使用の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならない。

- 2 利用料金対象体育施設の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。
- 3 使用料及び利用料金は、別表第 3 のとおりとする。ただし、生駒市井出山屋内温水プールに係る利用料金は、別表第 4 に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 4 第 2 項の規定により納付された利用料金は、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定により指定管理者の収入として収受されるものとする。
- 5 利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金についてプリペイドカード又は定期利用券を発行することができる。
- 6 前項に定めるもののほか、プリペイドカード及び定期利用券の金額その他これらの発行及び使用

に関し必要な事項は、規則で定める。

(使用料等の減免)

第 9 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第 1 項の使用料を減免することができる。

2 利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(使用料等の還付)

第 10 条 既納の使用料及び利用料金は、還付しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認めるときは、同項の使用料の全部又は一部を還付することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、利用料金対象体育施設を管理する指定管理者は、市長が定める特別の理由があると認めるときは、同項の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第 11 条 使用者は、体育施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備)

第 12 条 使用者は、体育施設の使用に関し、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第 13 条 使用者は、体育施設の使用を終了したとき、又は第 6 条の規定により使用の許可を取り消され、使用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(入館及び入場の制限)

第 14 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、体育施設への入館若しくは入場を拒否し、又は体育施設からの退館若しくは退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人に迷惑となる物品を携行する者
- (3) 動物(身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)第 7 条第 1 項に規定する身体障害者補助犬及びこれに準ずる犬を除く。)を携行する者
- (4) プールへ入場しようとする 6 歳未満の者で、20 歳以上の引率者のいないもの
- (5) 体育施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者
- (6) 体育施設の管理上支障がある者
- (7) その他指定管理者が不相当と認める者

(損害の賠償)

第 15 条 使用者は、使用に際し、その責めに帰すべき理由により、体育施設を破損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項のうち、使用料及び利用料金に関する事項については規則で、それ以外の事項については教育委員会規則で定める。

附 則 略

別表第 1 (第 2 条関係)

(1) 体育館

名称	位置
(仮称) 生駒市北部スポーツセンター体育館	生駒市高山町 166 番地 2
生駒市北大和体育館	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地
生駒市市民体育館	生駒市門前町 9 番 20 号
生駒市小平尾南体育館	生駒市小平尾町 1629 番地
生駒市井出山体育館	生駒市小平尾町 1766 番地 1

(2) 武道館

名称	位置
生駒市武道館	生駒市門前町 9 番 20 号

(3) グラウンド

名称	位置
(仮称) 生駒市北部スポーツセンター野球場	生駒市高山町 166 番地 2
(仮称) 生駒市北部スポーツセンターグラウンド	生駒市高山町 166 番地 2
(仮称) 生駒市北部スポーツセンターグラウンドラ ンニングトラック	生駒市高山町 166 番地 2
生駒市北大和野球場	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地
生駒市北大和グラウンド	生駒市北大和 3 丁目 5077 番地
生駒市小平尾南少年グラウンド	生駒市小平尾町 1629 番地
生駒市井出山グラウンド	生駒市小平尾町 957 番地

(4) テニスコート

名称	位置
(仮称) 生駒市北部スポーツセンターテニスコート	生駒市高山町 166 番地 2
生駒市浄化センターテニスコート	生駒市東山町 201 番地 21

(5) プール

名称	位置
生駒市井出山屋内温水プール	生駒市小平尾町 956 番地 1

別表第 2(第 2 条関係)

名称	位置
生駒市総合公園体育館	生駒市小明町 1807 番地 1
むかいやま公園体育館	生駒市萩原町 673 番地

(2) グラウンド

名称	位置
イモ山公園グラウンド	生駒市北田原町 2476 番地 8
生駒市総合公園グラウンド	生駒市小明町 1807 番地 1

生駒市健民グラウンド	生駒市元町 2 丁目 11 番
むかいやま公園グラウンド	生駒市萩原町 673 番地

(3) テニスコート

名称	位置
イモ山公園テニスコート	生駒市北田原町 2476 番地 8
生駒市総合公園テニスコート	生駒市小明町 1807 番地 1
滝寺公園テニスコート	生駒市元町 2 丁目 11 番
生駒山麓公園テニスコート	生駒市俵口町 2088 番地
むかいやま公園テニスコート	生駒市萩原町 673 番地
生駒市健民テニスコート	生駒市元町 2 丁目 11 番

(4) プール

名称	位置
イモ山公園プール	生駒市北田原町 2476 番地 8
滝寺公園プール	生駒市元町 2 丁目 14 番

(5) 相撲場

名称	位置
生駒市総合公園相撲場	生駒市小明町 1807 番地 1

別表第 3(第 8 条関係) 略

(4) 生駒市体育施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生駒市体育施設条例（平成元年 12 月生駒市条例第 31 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 体育施設及び公園体育施設(以下単に「体育施設」という。)の使用時間は、別表のとおりとする。ただし、条例第 3 条の 2 に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、これを変更することができる。

(休館日及び休場日)

第 3 条 体育施設の休館日及び休場日は、次の各号に掲げる体育施設の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館若しくは休場することができる。

(1) 次号から第 4 号までに掲げる体育施設以外の体育施設 12 月 27 日から翌年の 1 月 5 日までの日

(2) プール(生駒市井出山屋内温水プールを除く。) 9 月 1 日から翌年の 7 月 19 日までの日

(3) 生駒市井出山屋内温水プール 次に掲げる日

ア 火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

イ 12 月 29 日から翌年の 1 月 4 日までの日

(4) 生駒山麓公園テニスコート 次に掲げる日

ア 10 月 1 日から翌年の 5 月 31 日までの火曜日(休日を除く。)

イ 12 月 27 日から翌年の 1 月 5 日までの日

(使用の許可申請)

第 4 条 体育施設を使用しようとする者は、施設使用許可申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請書は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の 2 月前から使用日(午後 5 時以降の使用に係る申請書については前日)までに提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 前 2 項の申請書の受付は、午前 9 時から午後 5 時 15 分までとする。

(入場券の交付)

第 4 条の 2 前条の規定にかかわらず、プールを個人使用し、又は当日使用しようとする者は、使用日に口頭等により指定管理者から入場券の交付を受けなければならない。

(プールの月間使用)

第 4 条の 3 第 4 条の規定にかかわらず、生駒市井出山屋内温水プールを月間使用しようとする者は、所定の申請書及び誓約書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用許可書等の交付等)

第 5 条 指定管理者は、体育施設の使用を許可したときは、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、当該各号に定める書面を申請者に交付するものとする。

- (1) 体育施設の使用(次号及び第 3 号に掲げる使用を除く。) 施設使用許可書
 - (2) プールの個人使用及び当日使用 入場券
 - (3) 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用 会員証
- 2 前項の規定による交付は、使用料又は利用料金の納付と引き換えに行うものとする。ただし、生駒市井出山屋内温水プールの月間使用については、この限りでない。
- 3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、第 1 項に規定する書面を使用中必ず携帯し、係員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第 1 項第 1 号に掲げる使用の許可を受けた者は、やむを得ない理由により体育施設を使用しなくなったときは、指定管理者に使用日の前日までに施設使用取消申請書(様式第 2 号)を提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 生駒市井出山屋内温水プールの月間使用を中止しようとする者は、所定の書面に会員証を添えて指定管理者に届け出なければならない。

(許可に関する手続の特例)

第 5 条の 2 第 4 条及び前条の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会が特に必要と認めるときは、条例第 4 条第 1 項の許可に関する手続を別に定める方法により行うことができる。

(使用日の変更)

第 6 条 指定管理者は、体育施設の使用を許可した後に本市の公の行事が生じた場合、使用者に使用日を変更させることができる。

(使用期間の制限等)

第 7 条 体育施設(プールを除く。)の使用期間は、引き続き 3 日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用時間には、体育施設を使用するための準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。

(使用者の遵守事項)

第 8 条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 条例若しくはこの規則又はこれによる指示に従うこと。
- (2) 体育施設内外の秩序を保つため指定管理者が必要があると認めるときは、整理員を置くこと。
- (3) 体育施設の使用を終了したときは、係員の点検を受けること。
- (4) その他使用に当たり係員の指示に従うこと。

(行為の禁止)

第 9 条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可を得ないで体育施設及びその敷地内で飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- (2) 指定の場所以外において更衣、飲食又は喫煙をすること。
- (3) 体育施設を損傷し、又は汚損すること。
- (4) 指定の場所以外において駐車すること。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となること。
- (6) その他管理に支障のあること。

(施行の細目)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。

(略)

この規則は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条関係)

名称	使用時間
生駒市北大和体育館 生駒市市民体育館 生駒市小平尾南体育館 生駒市井出山体育館 生駒市総合公園体育館 むかいやま公園体育館	午前 9 時から午後 9 時までとする。
生駒市武道館	午前 9 時から午後 9 時までとする。
生駒市北大和グラウンド イモ山公園グラウンド むかいやま公園グラウンド	午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、6 月 1 日から 8 月 31 日までは、午前 9 時から午後 7 時までとする。
小平尾南少年グラウンド 生駒市井出山グラウンド 生駒市健民グラウンド	午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、4 月 1 日から 11 月 30 日までは、午前 9 時から午後 9 時までとする。
生駒市北大和野球場 生駒市総合公園グラウンド	午前 9 時から午後 9 時までとする。
生駒市浄化センターテニスコート イモ山公園テニスコート 滝寺公園テニスコート 生駒市健民テニスコート	午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、6 月 1 日から 8 月 31 日までは、午前 9 時から午後 7 時までとする。
生駒市総合公園テニスコート 生駒山麓公園テニスコート むかいやま公園テニスコート	午前 9 時から午後 9 時までとする。
イモ山公園プール 滝寺公園プール	午前 10 時から午後 5 時までとする。
生駒市井出山屋内温水プール	午前 9 時から午後 10 時までとする。ただし、日曜日及び休日は、午前 9 時から午後 6 時までとする。
生駒市総合公園相撲場	午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、6 月 1 日から 8 月 31 日までは、午前 9 時から午後 7 時までとする。

(5) 生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、生駒市生涯学習施設条例(平成 23 年 9 月生駒市条例第 22 号)別表第 1 及び別表第 2、生駒ふるさとミュージアム条例(平成 24 年 10 月生駒市条例第 37 号)別表並びに生駒市体育施設条例(平成元年 12 月生駒市条例第 31 号)別表第 3 の規定により附属設備の使用料及び利用料金の額を定めるほか、これらの条例に係る施設の使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(生涯学習施設の附属設備使用料等の額)

第 2 条 生駒市生涯学習施設条例別表第 1 に規定する市長の定める額は、別表第 1 に定める額とする。

2 生駒市生涯学習施設条例別表第 2 に規定する市長の定める額は、別表第 2 に定める額とする。

(生駒ふるさとミュージアムの附属設備利用料金の額)

第 3 条 生駒ふるさとミュージアム条例別表に規定する市長の定める額は、別表第 3 に定める額とする。

(体育施設の附属設備使用料等の額)

第 4 条 生駒市体育施設条例別表第 4 に規定する市長の定める額は、別表第 4 に定める額とする。

(使用料等の納付時期)

第 5 条 使用料等(体育施設の使用料等を除く。)は、使用日(使用期間が 2 日を超える場合は、その初日)までに納付しなければならない。

2 体育施設の使用料等は、使用の許可を受けた際に納付しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が特に必要があると認めるときは、使用料等の納付時期を別に定めることができる。

(使用料等の減免)

第 6 条 使用料等の減免の基準及びその割合については、市長が別に定める。

2 使用料等の減免を受けようとする者は、使用料等減免申請書を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

(使用料等の還付)

第 7 条 使用料等の還付の基準については、市長が別に定める。

(施行の細目)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則別表第 1 から別表第 4 までの規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料等(生駒市生涯学習施設等の使用料等に関する規則第 1 条に規定する使用料等をいう。以下同じ。)について適用し、同日前の使用に係る使用料等については、なお従前の例による。

(略)

別表第 4 (第 4 条関係)

附属設備	1 回当たりの使用料等の額
バスケットボール用具	1 組 410 円
バレーボール用具	1 組 410 円
バドミントン用具(ラケット及びシャトルコックを除く。)	1 組 210 円
卓球台(ネット及びサポートを含む。)	1 組 210 円
卓球用ボールスタンド	1 台 50 円
ハンドボール用具	1 組 410 円
テニス用具(ラケット及びボールを除く。)	1 組 210 円
電光掲示板	1 基 1,030 円
計時タイマー	1 台 210 円
放送設備	1 式 1,030 円
綱引き用具	1 式 410 円
プール更衣ロッカー	1 回 50 円
シャワー	1 回 100 円

- 1 生駒市体育施設条例別表第 3 の 1 の表から 5 の表までに規定する使用料等の時間区分ごとに 1 回の使用とする。
- 2 グラウンド又はテニスコートの使用に伴い附属設備(シャワーを除く。)を使用する場合には、使用料等を徴集しない。
- 3 この表の使用料等の額には、消費税等相当額を含む。

第43回市民体育大会実施要項



生 駒 市
生 駒 市 教 育 委 員 会
(一財)生 駒 市 体 育 協 会

生 駒 市 民 憲 章



生駒山の豊かな緑に^{はぐく}育まれ、自然と歴史と文化が調和しながら発展しつづける生駒市。わたしたちは、ここに住むことへの愛着と誇りをもって、みんなの夢がかなうまちをきずくために、市民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。
- 1 お互いに助けあい、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。
- 1 人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。
- 1 スポーツに親しみ、健康で活力のあるまちをつくりましょう。
- 1 知恵を出しあい、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。

平成13（2001）年11月1日制定

◎ 趣 旨 生駒市民体育大会は、広く市民の間に体育・スポーツを普及し、市民の健康を増進するとともに生活を明るく豊かなものにしようとするものである。
また、市民の体力づくり・健康づくりの中核として体育への関心を一層高め、市民が広くスポーツに参加する機会とする。

◎ 主 催 生駒市・生駒市教育委員会・一般財団法人生駒市体育協会

◎ 主 管 一般財団法人生駒市体育協会

◎ 期 日 平成26年 5 月11日（日）総合開会式と競技会

◎ 会 場 (1)総合開会式 生駒市総合公園グラウンド
(雨天時 同体育館)

(2)競技会 競技別実施要項で定める。

◎ 参加資格 生駒市内に在住または市内に通勤・通学している人。その他の参加資格については、各種目ごとに定める。

◎ 競技方法 競技会を主管とする団体の定める規定(競技別実施要項)による。

◎ 表 彰 (1)各種目の 3 位までにメダルを授与する。

(2)各種目の 3 位までに賞状を授与する。

◎ 申込方法 (1)申込期間

平成26年 3 月20日（木）～ 4 月10日（木）必着で下の申込先に提出してください。

※陸上（1 P）、ソフトボール（4 P）、卓球（7 P）、綱引き（23 P）、ボウリング（25 P）、ゴルフ（28 P）の各競技は、申込締切日がそれぞれ違うので、各競技実施要項の詳細をご確認ください。

(2)申込書

申し込み書は競技ごとに別添の用紙を使用し団体競技にあっては団体名の他に、代表者の住所、氏名、電話番号を記入のこと。個人競技にあっては参加者の住所、氏名、電話番号を記入のこと。

(3)申込先

〒630-0266 生駒市門前町9番20号

一般財団法人生駒市体育協会

TEL 73-8822

FAX 73-8823

メールアドレス iasa-jimukyoku@kcen.jp

◎ 開閉会式

(1)総合開会式

日時 平成26年 5 月11日（日）午前 8 時20分～

会場 生駒市総合公園グラウンド（雨天時同体育館）

(2)閉会式

競技会ごとに主管団体が行う。

◎ 参加上の
注意事項

(1)競技等が天候その他の都合によりその全部又は一部が中止になった場合は、当該競技団体が決定し連絡する。

(2)総合開会式に全員参加が本旨であるが、競技会場・競技所要時間等の関係から主催者において参加者の中から割り当てられた人は参加するものとする。

(3)総合開会式参加者用無料送迎バスを運行いたしますのでご利用下さい。

◇総合公園行き運行ルート

・生駒市役所発稲倉経由・・・午前 7：50

・生駒駅南口三井住友銀行前発 俵口、新生駒台北口経由

・・・午前 7：50

（俵口・・・午前 7：55 新生駒台北口・・・午前 7：58）

・井出山体育館発東生駒 稲倉経由・・・午前 7：50

（東生駒駅・・・午前 8：00 稲倉・・・午前 8：05）

・北大和体育館発・・・午前 7：55

・イモ山公園グラウンド発・・・午前 7：50

◇総合公園発

・午前 9：40（健民運動場行、生駒市役所行、市民体育館行、
井出山体育館行、北大和体育館行、イモ山公園グラウンド行）

※行き先や停車地をじゅうぶん確認してご乗車ください。

◇注意

当日は主催者発行駐車券がない車は総合公園内に駐車できません。

また、道路事情により発着時刻が遅れることがあります。

(4)総合開会式に参加する者は、原則としてスポーツの服装とする。

（下駄、サンダル、ハイヒールでの入場行進は禁ずる）

(5)大会当日、競技選手に病気または障害が生じた場合は、主催者側において応急処置をとるが、その他すべての責任は、競技者にあるものとする。

(6)競技会場の施設の使用規則を守り、出したゴミはすべて持ち帰ること。

第 4 3 回 生駒市民体育大会総合開会式式典要項

1. 期 日 平成26年 5 月11日（日）

2. 会 場 生駒市総合公園グラウンド（雨天時 同体育館）

3. 式典要項

集	合		8 : 2 0
整	列	完 了	 8 : 3 5
開	式	通 告	 8 : 4 0
入	場	行 進	 8 : 4 1
整	列	完 了	 9 : 0 0
開	会	宣 言	 9 : 0 1
国	旗	掲 揚	 9 : 0 2
市旗・体協旗	掲揚		9 : 0 4
あ	い	さ つ	 9 : 0 6
祝		辞	 9 : 1 2
選	手	宣 誓	 9 : 1 8
表		彰	 9 : 1 9
競	技	開 始 宣 言	 9 : 2 4
閉	式	通 告	 9 : 2 5
選	手 団	退 場	 9 : 3 0

4. 行進順序

種目別競技団体の順序は主催者において決定する。

各 競 技 実 施 要 項

◎ 陸 上 競 技	1
◎ 軟 式 野 球 競 技	2
◎ ソ フ ト ボ ー ル 競 技	4
◎ テ ニ ス 競 技	5
◎ ソ フ ト テ ニ ス 競 技	6
◎ 卓 球 競 技	7
◎ ハ ン ド ボ ー ル 競 技	8
◎ バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 競 技	9
◎ バ ド ミ ン ト ン 競 技	10
◎ バ レ ー ボ ー ル 競 技	11
◎ ゲ ー ト ボ ー ル 競 技	12
◎ サ ッ カ ー 競 技	13
◎ 体 操 競 技	14
◎ 剣 道 競 技	15
◎ 少 林 寺 拳 法 競 技	16
◎ な ぎ な た 競 技	17
◎ 柔 道 競 技	18
◎ 空 手 道 競 技	19
◎ 相 撲 競 技	20
◎ テ _テ コ _{コン} ン _{ドー} 道 競 技	21
◎ 弓 道 競 技	22
◎ 綱 引 き 競 技	23
◎ グ ラ ウ ン ド ・ ゴ ル フ 競 技	24
◎ ボ ウ リ ン グ 競 技	25
◎ 武 術 太 極 拳	27
◎ ゴ ル フ 競 技	28
◎ ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ー ル 競 技	29

◎ 陸上競技

1. 日 時 平成26年 5 月17日（土）午前10時競技開始 雨天決行

2. 会 場 鴻池陸上競技場 奈良市法蓮町佐保山 4－5－1

（日時については変更の場合有）

3. 種 別（種目）

種 別	種 目
区分1 18才～29才	100m 1,500m 走幅跳 砲丸投
区分2 30才～39才	100m 1,500m 走幅跳 砲丸投
区分3 40才～49才	100m 1,500m 走幅跳
区分4 50才以上	100m 砲丸投
小学4・5・6年男女	100m 走幅跳
中 学	中学校対抗

4. 競技上の規定及び方法

(1) 各種目兼ねることができる。

(2) 中学の部は、別に定める。

5. 参加資格及び申込方法

(1) 大会要項に準じる。

(2) 種別、種目、年令または学年、氏名をはっきり書いて申し込むこと。

※高校生以上の申し込みについては、4月18日（金）締め切り。

(3) 小学生は、当日受付（9時30分から10時まで）

(4) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 73－8822 FAX 73－8823

6. そ の 他

(1) 中学の部は生駒市中学校体育連盟が主管する。

(2) 県民体育大会の選考会を兼ねる。

7. 問い合わせ先

上中学校 國安宏明 TEL 78－4140

◎ 軟式野球競技

1. 日 時 学童の部 1・2部 平成26年5月11日(日)・18日(日)・予備日25日(日)
午前9時30分競技開始
中 学 の 部 平成26年5月3日(祝)・4日(祝)
・予備日5日(祝)・6日(火・振)
午前9時競技開始
一般の部 B級・C級 平成25年5月11日(日)・18日(日)・25日(日)
6月1日(日)・予備日6月8日(日)
午前9時競技開始(12日は午前9時30分)
2. 会 場 学童の部 1・2部……北大和グラウンド
中 学 の 部……北大和野球場(5/3・4・5・6)
一般の部 B級・C級……北大和野球場(5/11・18)
井出山グラウンド(5/11・18・25・6/1・8)
3. 種別(種目)及び人数

種 別		代表者	部 長	監 督	コ ー チ	選 手
学 童	1 部	1		1	1～2	12～20
	2 部	1		1	1～2	12～20
中 学			1	1		20
一 般	B 級			1		13～20
	C 級			1		13～20

4. 競技上の規定及び方法

(1) 学童の部

- ①2014年公認野球規則及び全日本公認野球規則(学童野球に関する事項)に準じる。
- ②1部・2部制を採用する。
1部とは、高学年を対象としたチーム。2部とは、他の学年とする。
(1部・2部の編成できないチームについては、監督の選択により出場できるものとする。)
- ③試合は、1部は7回戦又は90分ゲーム、2部は5回戦又は70分ゲームとする。
- ④5回戦の場合は3回以降、7回戦の場合は5回以降のそれぞれの均等回で7点差を生じた場合、点差によるコールドゲームとする。(優勝戦は除く)
- ⑤5回及び7回終了して同点の場合は、プレーオフ方式を2回採用しそれでも勝敗が決しない場合は抽選によって勝敗を決定する。
- ⑥優勝戦については、プレーオフ方式を採用する。ただし、日程及び天候並びにチームの実情等で、試合を決しなければならない場合はその限りでない。(1部100分ゲーム・2部70分ゲーム)
- ⑦日没・降雨等で中止になった場合は、7回戦は5回、5回戦は3回以降であれ

ば正式試合とする。

(2) 中学の部

①2014年日本公認野球規則に準じる。

②トーナメント方式、特別規則については中学校野球試合規定に準じる。

(3) 一般の部

①2014年公認野球規則及び全日本野球連盟規則に準じる。

②試合は原則として7回戦とし、1試合100分を限度に行い、時間経過後は新しいイニングに入らない。5回以降7点差が生じた場合、コールドゲームとする。
(優勝戦は除く)

③延長戦は、試合時間100分を限度として9回まで行う。

④7回終了後同点の場合は、2回までプレーオフ方式を採用する。(時間内であれば延長戦)

⑤優勝戦については、原則として勝敗の決するまで行う。ただし、日程及び天候並びにチームの実情等で試合を決しなければならない場合が生じたときはその限りではない。

⑥トーナメント方式とする。(3位決定戦は行わない。)

⑦日没・降雨等で中止になった場合は、5回以降であれば正式試合とする。

(4) その他 詳細は、抽選会で報告します。

5. 参加資格及び申込方法

(1) 学童の部は市内に住む小学校2・3・4・5・6年生の男子又は女子で編成し、成人の代表者及び監督・コーチがいるチーム。

(2) 中学の部は1校1チーム。

(3) 一般の部は市内在住(クラブチーム)、市内在勤(職域チーム)で編成できるチーム。ただし、学生・アルバイト職員を除く。

(4) その他大会要項に準じる。

(5) 申込先：(一財)生駒市体育協会 TEL 73-8822 FAX 73-8823

6. その他

(1) 学童の部の抽選会を4月27日(日)午後5時から北大和体育館会議室で行う。
抽選会不参加の場合は棄権扱いとなります。

(2) 一般の部の抽選会を5月4日(日)午前11時から市民体育館会議室で行う。
抽選会不参加の場合は棄権扱いとなります。

(3) 中学の部は生駒市中学校体育連盟が主管する。

7. 問い合わせ先

学童の部 山口勝利 TEL 74-1386、090-8160-5383

一般の部 中田 勇 TEL 74-3781

◎ ソフトボール競技

1. 日 時 一般の部 平成26年 4 月13日(日)・20日(日)・ 5 月 4 日(日)
・予備日 4 月27日 (日)・ 5 月11日 (日)
午前 8 時競技開始 (第 1 日目)
中学の部 平成26年 5 月 3 日 (祝)・予備日 4 日 (祝)
午前 9 時競技開始
2. 会 場 一般の部……総合公園グラウンド(4 /13・20・ 5 / 4・11)
イモ山公園グラウンド(4 /13・20・27)
中学の部……生駒南中学校運動場(5 / 3・4)
3. 種 別 (種目) 及び人数

種 別	監 督	選 手
一般男子	1	2 0
一般女子	1	2 0
中学の部	1	1 8

4. 競技上の規定及び方法

(1) 一般の部

- ①2014年度日本ソフトボール協会オフィシャルルールに準じて行う。
- ②トーナメント形式を採用する。
- ③試合は第 1 日目は50分・2 日目以降は60分の時間制限又は 7 回戦とする。
- ④ 4 回以降10点差または 5 回以降 7 点差のときはコールドゲームとする。
- ⑤試合時間又は 7 回終了時同点の場合は抽選で勝敗を決定する。但し、中学の部は除く。
- ⑥指名選手 (D P) 制は採用する。
- ⑦スターティングメンバーに限り再出場は認める。
- ⑧集合時間は試合開始60分前に集合すること。

(2) その他 詳細事項については、抽選会で報告します。

5. 参加資格及び申込方法

- (1) 一般の部は市内に在住、在勤者で、高校生以下の者を除く。
- (2) 中学の部は 1 校 1 チーム。
- (3) 選手名、住所、連絡者名 (電話番号を) 明記の上、申し込むこと。
チーム名だけの場合は受付けない。
- (4) その他大会要項に準じる。
- (5) 申込先：(一財)生駒市体育協会 TEL 7 3 - 8 8 2 2 FAX 7 3 - 8 8 2 3

6. 申込締切日 (必着)

一般の部 3 月29日 (土)

7. その他

- (1) 一般の部の抽選会を 4 月 5 日 (土) 午後 6 時からコミュニティセンター 4 階402・403会議室で行う。抽選会不参加の場合は棄権扱いとなります。
- (2) 中学の部は生駒市中学校体育連盟が主管する。

8. 問い合わせ先

一般の部 加藤仁五 TEL 7 4 - 4 7 1 6

◎ テニス競技

1. 日 時 混合の部Ⅱ（ペア合計年令100歳以上）・混合の部 A
平成26年 5 月 6 日（火・振）
午前 9 時15分競技開始
一般男子の部 B 平成26年 5 月11日（日）
午前 9 時15分競技開始
一般男子の部 C 平成26年 5 月11日（日）
正午競技開始
混 合 の 部 B 平成26年 5 月25日（日）
午前 9 時15分競技開始
一般女子の部 A・B・C 平成26年 5 月18日（日）
午前 9 時15分競技開始（Aについては午後 1 時競技開始）
一般男子の部 A・60歳以上の部 平成26年 6 月 1 日（日）
午前11時競技開始
集合は競技開始15分前とする。遅れた人は失格となりますので、時間厳守のこと。当日、雨天でも必ず現地集合してください。順延日・時間等の連絡をします。なお、電話での問合せはできません。
予備日 6 月 8 日（日）・ 6 月15日（日）

2. 会 場 浄化センターテニスコート

3. 種別（種目）

種	別
一般男子ダブルス A（中・上級者）	一般女子ダブルス A（中・上級者）
一般男子ダブルス B	一般女子ダブルス B
一般男子ダブルス C（初 心 者）	一般女子ダブルス C（初 心 者）
60歳以上男子ダブルス（フ リ ー）	混 合 ダ ブ ル ス A（中・上級者）
	混 合 ダ ブ ル ス B（初 心 者）
	混合ダブルスⅡ（ペア合計年令100歳以上）

4. 競技上の規定及び方法

- (1) 日本テニス協会テニス規則に準じる。
- (2) 原則としてトーナメント方式。

5. 参加資格及び申込方法

- (1) 市内在住、在勤者で（高校生以上の者。）アマチュア競技者。
- (2) その他大会要項に準じる。
- (3) 申込用紙には、選手 2 名のフルネーム、住所、電話番号、種別を必ず記載のこと。またペア合計年令100歳以上・60歳以上男子ダブルスの参加者は年令を記載してください。
- (4) 一般男子・女子ダブルス C は、経験年令 2 ・ 3 年程度の人。（自己申告）
- (5) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3

6. その他

- (1) 5 月11日の種目に参加以外の選手も、市民体育大会総合開会式に参加して下さい。
- (2) 60歳以上（男子）の方であっても、一般男子ダブルスに参加することができます。ただし、一般男子ダブルス A ・ B ・ C との重複参加はできません。
- (3) 混合ダブルスについては、他の種目との重複参加が可能です。ただし、ペア合計年令100歳以上および混合ダブルス A ・ B との重複参加はできません。
- (4) 参加種目について、不適當と思われる参加者については、大会役員が種目の変更を求めることがある。
例えば、過去 2 年間において B クラス又は、C クラスの優勝者及び準優勝者が同じクラスの種目に参加した場合など。
- (5) 参加申込者数が一定数に満たない種目がある場合、他種目に変更して参加要請する時がある。

7. 問い合わせ先

三口 弘 TEL 0 9 0－4 5 6 0－5 7 2 5

◎ ソフトテニス競技

1. 日 時 一般初心者・中・上級者の部 平成26年5月6日(火・振)・11日(日)・
予備日25日(日)

競技開始時間

6日 午前10時

11日 午前10時30分

中学の部

平成26年5月17日(土)・予備日18日(日)

2. 会 場 一般初心者・中・上級者の部 …… 総合公園テニスコート(5/6・11)
中学の部 …………… 総合公園テニスコート(5/17・18)

3. 種別(種目) チーム団体戦・個人戦

4. 競技上の規定及び方法

- (1) 日本ソフトテニス連盟の競技規則による。
- (2) リーグ戦。
- (3) 中学の部は、別に定める。

5. 参加資格及び申込方法

- (1) 一般初心者・中・上級者の部は、市内在住(大学生以上)、在勤者。
- (2) 中学校の部は市内在住者。
- (3) その他大会要項に準じる。
- (4) 申込先：(一財)生駒市体育協会 TEL 73-8822 FAX 73-8823

6. その他

中学の部は生駒市中学校体育連盟が主管する。

7. 問い合わせ先

石上 稔 TEL 73-5930

◎ 卓球競技

1. 日 時 一 般 の 部 平成26年 6 月15日（日）午前 9 時競技開始
小学・中学の部 平成26年 5 月10日（土）午前 9 時競技開始
2. 会 場 一 般 の 部 …… 市民体育館
小学・中学の部 …… 市民体育館
3. 種 別

種 別	
小学 の 部	男子シングルス
	女子シングルス
	男子ダブルス
	女子ダブルス

種 別	
中学 の 部	男子シングルス
	女子シングルス
	男子ダブルス
	女子ダブルス

種 別	
硬 式 の 部	男子シングルス
	女子シングルス
	ダブルス（当日抽選） ペアー又は1人（ペアーがない場合、当日抽選）
ラ ー ジ ボ ー ル の 部	男子シングルス
	女子シングルス
	ダブルス（ペアーは成績により決定）

4. 競技上の規定及び方法
 - (1) 日本卓球協会規定ルールによる。
 - (2) 予選リーグ後、クラス別決勝リーグまたは決勝トーナメント方式。（参加人数により決定します）
 - (3) 試合球は、T S P 40ミリホワイトボール及びラージボールを使用。
5. 参加資格および申込方法
 - (1) 小学・中学の部は市内在住者。
 - (2) 一般の部は市内在住、在勤、在学（高校生以上）者。
 - (3) その他大会要項に準じる。
 - (4) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3
6. 申込締切日（必着）
 - (1) 小 学 ・ 中 学 の 部 4 月23日（水）
 - (2) 一般・ラージボールの部 5 月21日（水）
7. その他
 - (1) 組合せは当日発表する。
 - (2) 必ず背中に名前がわかるゼッケン（大きさは自由）を付けること。
8. 問い合わせ先
西森禮子 TEL 7 3－2 5 5 6

◎ ハンドボール競技

1. 日 時 平成26年 5 月11日（日）午前10時競技開始
2. 会 場 上中学校体育館・運動場
3. 種別（種目）及び人数

種 別	監 督	選 手
一般男子	1	1 5
一般女子	1	1 5
中学男子	1	1 5
中学女子	1	1 5

4. 競技上の規定及び方法
 - (1) 日本ハンドボール協会規則による。
 - (2) トーナメント方式とし、3 位決定戦は行わない。
 - (3) 競技時間は20～ 5 分～20分。
5. 参加資格及び申込方法
 - (1) 一般の部は市内在住、在勤、在学（高校生以上）者。
 - (2) 中学の部は中学校対抗 1 校 1 チーム。
 - (3) その他大会要項に準じる。
 - (4) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3
6. その他 組合せは当日抽選を行う。

◎ バスケットボール競技

1. 日 時 一般・シニアの部 平成26年4月13日（日）・20日（日）・27日（日）
…午前9時競技開始

中学の部 平成26年5月6日（火・振）…午前9時競技開始

ミニの部 平成26年4月12日（土）・19日（土）・26日（土）
…午前9時競技開始

2. 会 場 一般・シニアの部……………市民体育館
中学の部……………総合公園体育館
ミニの部……………市民体育館

3. 種別（種目）及び人数

種 別		監督・コーチ	選 手
一シ 般ニ アの 部	男 子	2	1 5
	女 子	2	1 5
中 学 の 部	男 子	2	1 5
	女 子	2	1 5
ミ ニ の 部		2	1 5

4. 競技上の規定及び方法

(1) 競技時間は、一般・シニアの部は7分4ピリオド制（ハーフタイム5分）。中学の部は6分4ピリオド制（ハーフタイム5分）。ミニの部は5分4ピリオド制（ハーフタイム5分）

(2) トーナメント方式。

5. 参加資格及び申込方法

(1) 一般・シニアの部は市内在住、在勤、在学（高校生以上）者。なお、シニアの部については、登録できる選手は35歳以上とし、ゲームに出場している選手の年齢合計が常に200歳以上であること。

(2) 中学の部は1校男・女1チーム。

(3) ミニの部は小学生4年生以上、小学生6年生以下の者（男女混合チーム可）。

(4) その他大会要項に準じる。

(5) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 73-8822 FAX 73-8823

6. その他

(1) 組合せは事前に運営側で抽選を行う。総合開会式にてトーナメント表を渡します。

(2) 中学の部は生駒市中学校体育連盟が主管する。

7. 問い合わせ先

榎本 伸 TEL 090-6889-7780（ミニの部）

東 俊樹 TEL 090-5069-9812（一般、シニア、女子の部）

◎ バドミントン競技

1. 日 時 一般の部 平成26年 5 月11日（日）午前10時競技開始
 中学の部 平成26年 5 月10日（土）午前 9 時競技開始
2. 会 場 一 般 の 部……………市民体育館
 中 学 の 部……………緑ヶ丘中学校体育館
3. 種別（種目）

種 別	
一 般	男 子 A ダ ブ ル ス （上 級）
	男 子 B ダ ブ ル ス （中・初心者）
	女 子 A ダ ブ ル ス （上 級）
	女 子 B ダ ブ ル ス （中 級）
	女 子 C ダ ブ ル ス （初 級）

種 別	
中 学	団 体 戦
	3 年シングルス
	3 年ダ ブ ル ス
	1・2 年シングルス
	1・2 年ダ ブ ル ス

4. 競技上の規定及び方法
 - (1) 日本バドミントン協会競技規定・規則による。
 - (2) トーナメント方式（参加人数によりリーグ戦となる場合がある。）
5. 参加資格及び申込方法
 - (1) 一般の部は市内在住、在勤、在学(高校生以上)及び生駒市バドミントン協会登録者。
 - (2) 中学の部は中学校対抗。
 - (3) その他大会要項に準じる。
 - (4) 申込先：(一財)生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3
6. その他

中学の部は生駒市中中学校体育連盟が主管する。
7. 問い合わせ先

一般の部男子	中島真一	TEL 7 5－1 2 1 2
一般の部女子	多田照子	TEL 7 8－7 7 3 9

◎ バレーボール競技

1. 日 時
 - 一般男子の部（9人制） 平成26年5月11日（日） 午後1時競技開始
 - 一般女子の部（9人制） 平成26年5月18日（日） 午前9時30分競技開始
 - 家庭婦人の部 平成26年5月18日（日） 午前9時30分競技開始
 - 中 学 の 部 平成26年5月3日（祝） 午前9時30分競技開始
2. 会 場
 - 一般男子の部………総合公園体育館
 - 一般女子の部………市民体育館
 - 家庭婦人の部………市民体育館
 - 中 学 の 部………総合公園体育館
3. 種別（種目）及び人数

種 別	監 督	コ ー チ	マネージャー	選 手
9人制一般男子	1	1	1	15
9人制一般女子	1	1	1	15
家庭婦人の部	1	1	1	15
中学の部	1	1	1	12

4. 競技上の規定及び方法

- (1) 各種別とも平成26年度日本バレーボール協会競技規則による。
- (2) 中学の部は平成26年度日本バレーボール協会6人制競技規則による。
- (3) トーナメント方式とする。

5. 参加資格及び申込方法

- (1) 一般の部は学生の出場は認めない。
- (2) 家庭婦人の部は小学校区とし、隣接校選択制校区からは3名の出場を認める。
- (3) 1人1種目の参加とする。
- (4) 中学の部は学校対抗とし原則として1校1チームとする。
- (5) その他大会要項に準じる。
- (6) 一般の部・家庭婦人の部の当日出場選手は12名とする。
- (7) 申込先：(一財)生駒市体育協会 TEL 73-8822 FAX 73-8823

6. その他

- (1) 一般の部・家庭婦人の部の抽選会を4月19日（土）午前10時から市民体育館会議室で行う。抽選会不参加の場合は棄権扱いとなります。
- (2) 中学の部は生駒市中学校体育連盟が主管する。

7. 問い合わせ先

植田紀子 TEL 74-3907

◎ ゲートボール競技

1. 日 時 平成26年 5 月11日（日）・予備日12日（月）午前10時競技開始
2. 会 場 健民グラウンド
3. 種別（種目）及び人数

種 別	監 督	選 手
一般の部	1	8

4. 競技上の規定及び方法
 - (1) 公式ゲートボール競技規則・審判実施要領による。
 - (2) リンク戦とする。
 - (3) 競技時間は、30分（5分休憩）とする。
 - (4) 1チーム4名で競技可とする。
5. 参加資格及び申込方法
 - (1) 大会要項に準じる。（ただし、男女混合可）
 - (2) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3
6. その他
抽選会を4月18日（金）午後1時30分から市民体育館会議室で行う。
抽選会不参加の場合は棄権扱いとなります。
7. 問い合わせ先
中尾芳己 TEL 7 7－8 3 0 6

◎ サッカー競技

1. 日 時 少年の部 平成26年 4 月 5 日（土）・ 6 日（日） 予備日 4 月19日（土）
 午前 9 時30分競技開始
 中学の部 平成26年 5 月10日（土）・11日（日）
 午前 9 時30分競技開始
 一般の部 平成26年 5 月18日（日）・25日（日）・予備日 6 月 1 日（日）
 午前 9 時30分競技開始

2. 会 場 少年………北大和グラウンド（4 / 5・6・19）
 中学………光明中学校運動場
 一般………むかいやま公園グラウンド

3. 種別（種目）及び人数

種 別	監 督	選 手
少 年	1	2 0
中 学	1	2 0
一 般	1	2 0

4. 競技上の規定及び方法

- (1) 日本サッカー協会制定の競技規則で行う。（少年の部はボール 4 号球、コートは少年用）
- (2) 少年の部はリーグ戦（勝ち方式…勝ち 3、引分け 1、負け 0）。8 人制15分ハーフ
- (3) 中学の部 1 日目はリーグ戦（勝ち方式…勝ち 2、引分け 1、負け 0）。30分ハーフ。
2 日目はトーナメント戦で行う。
- (4) 一般の部はトーナメント戦で行う。

5. 参加資格及び申込方法

- (1) 少年の部は市内に在住の小学校 4 年生以上で、成人の監督及び審判のできる人がいるチーム。少年の部のみ締切りは 4 月 1 日（火）。
- (2) 中学の部は市内在住者チーム。
- (3) 一般の部は16歳以上の市内在住、在勤者。
- (4) その他大会要項に準じる。
- (5) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3

6. その他

中学の部は生駒市中学校体育連盟が主管する。

7. 問い合わせ先

少年の部 飯塚佳臣 TEL 0 9 0－5 0 5 9－0 3 5 9
 中学の部 溝上浩司 TEL 0 9 0－4 5 6 4－2 9 3 8
 一般の部 高辻 公 TEL 0 9 0－1 4 8 0－5 4 1 4

◎ 体操競技

1. 日 時 平成26年 5 月17日（土）午前 9 時30分競技開始

2. 会 場 総合公園体育館

3. 種別（種目）

種 別	選 手
ラジオ体操の部	6 人以上 9 人以下
一般体操の部	人数制限無し

4. 競技上の規定及び方法

- (1) ラジオ体操の部……………みんなの体操（ラジオ体操第三）
- (2) 一般体操の部……………健康体操・リズム体操など発表自由
ただし、演技時間は 5 分以内

5. 参加資格及び申込方法

- (1) 市内に在住、在学、在勤者に限る。
- (2) その他大会要項に準じる。
- (3) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3

6. 問い合わせ先

矢田千鶴子 TEL 7 9－0 1 0 5

◎ 剣道競技

1. 日 時 平成26年 5 月18日（日）午前 9 時30分競技開始

2. 会 場 総合公園体育館

3. 種別（種目）

種 別	
個 人	一般男子
	一般女子
	高校男子
	高校女子
	中学男子
	中学女子

種 別	
個 人	園 児（年 長）
	小 学 1 年 男 女
	小 学 2 年 男 女
	小学 3 ・ 4 年女子
	小 学 3 年 男 子
	小 学 4 年 男 子
	小学 5 ・ 6 年女子
	小 学 5 年 男 子
	小 学 6 年 男 子

種 別	
団 体	小学生低学年の部
	小学生高学年の部
	中 学 生 の 部

4. 競技上の規定及び方法

(1) 個人戦はトーナメント方式

(2) 団体戦は各道場、クラブごとに 5 名（中学生の場合のみ 3 名）がチーム編成し、トーナメント方式で行う。

5. 参加資格及び申込方法

(1) 団体戦はチームごとに先鋒から大将まで順に選手名を明記すること。

(2) その他大会要項に準じる。

(3) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3

6. 問い合わせ先

松村康弘 TEL 7 4－9 3 0 4

◎ 少林寺拳法競技

1. 日 時 平成26年 5 月25日（日）午前10時競技開始

2. 会 場 武道館

3. 種別（種目）

組演武（10種目）

種 別	
少 年 の 部	白 帯 の 部
	黄 帯 の 部
	緑 帯 の 部
	茶 帯 の 部
	黒 帯 の 部
中 学 の 部	
少 年 の 部	段 外 の 部
	段 外 の 部
	初 段 の 部
	参段以上の部

単独演武（8 種目）

種 別
少 年 段 外
少 年 有 段
中 学 生 段 外
中 学 生 有 段
一般段外 男 子
一般段外 女 子
一般有段 男 子
一般有段 女 子

4. 競技上の規定及び方法

少林寺拳法連盟競技規則による。

5. 参加資格及び申込方法

(1) 生駒市少林寺拳法連盟に加盟している人。

(2) その他大会要項に準じる。

(3) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3

6. 問い合わせ先

宮本富博 TEL 0 7 4 2－4 1－3 7 4 1

◎ なぎなた競技

1. 日 時 平成26年 6 月 8 日（日）午前10時競技開始
2. 会 場 武道館
3. 種別（種目）
演技競技・試合競技・紅白試合

種 目				
I 演 技 競 技	基 本 の 部	II 試 合 競 技	小 学 生 の 部	III 紅 白 試 合
	小 学 生 の 部		中 学 生 の 部	
	中 学 生 の 部		高 校 生 の 部	
	高 校 生 の 部			

4. 競技上の規定及び方法

- (1) 全日本なぎなた連盟競技規定及び審判規定に準じて行う。
- (2) 競技はトーナメント形式又はリーグ形式で行う。
- (3) 演技競技は旗形式で行う。

①基本の部 打ち返し

- a. 小学生 単独
- b. 小学生 相対
- c. 中学生以上：単独
- d. 中学生以上：相対

②小学生の部 1本目、2本目、4本目

③中学生の部 1本目、3本目、4本目

④高校生の部 1本目、4本目、5本目

- (4) 試合時間は3分、延長2分。中学生は2分、延長1分。延長は1回とし、勝敗のつかない場合は判定とする。

5. 参加資格及び申込方法

- (1) 大会要項に準じる。
- (2) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 73－8822 FAX 73－8823

6. 問い合わせ先

諸熊えい子 TEL 75－4064

◎ 柔道競技

1. 日 時 平成26年 5 月11日（日）午前10時30分競技開始
2. 会 場 武道館
3. 種別（種目）

一 般	有 段 の 部
	段 外 の 部
中 学 の 部 男 ・ 女 別	
幼 年 の 部	
小 学	1 年生の部 男 ・ 女 混 合
	2 年生の部 男 ・ 女 混 合
	3 年生の部 男 ・ 女 混 合
	4 年生の部 男 ・ 女 別
	5 年生の部 男 ・ 女 別
	6 年生の部 男 ・ 女 別
女 子 の 部	
シニアの部（60才以上）	

4. 競技上の規定及び方法
 - (1) 一般の部は高校生以上の人。段外、有段と分けトーナメント方式とする。
 - (2) 中学の部はトーナメント方式とする。
 - (3) 小学の部は1年・2年・3年・4年・5年・6年と分け、トーナメント方式とする。
 - (4) シニアの部は60才以上の有段者でトーナメント方式とする。
 - (5) いずれの部も、参加人員によっては、リーグ戦方式とすることもある。
 - (6) いずれの部も、参加人員によって変更する場合がある。
5. 参加資格及び申込方法
 - (1) 生駒市内に在住または市内に通勤・通学している人。
 - (2) 生駒市内の道場で修業をしている人。
 - (3) 大会要項に準じる。
 - (4) 申込先：(一財)生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3
6. 問い合わせ先

越智庸高 TEL 7 5－1 8 8 5

◎ 空手道競技

1. 日 時 平成26年4月13日（日）午後1時競技開始
2. 会 場 総合公園体育館
3. 種別（種目）

組手競技

種 別
小学生女子1・2年生
小学生女子3・4年生
小学生女子5・6年生
小学生男子1年生
小学生男子2年生
小学生男子3年生
小学生男子4年生
小学生男子5年生
小学生男子6年生
中学生女子
中学生男子

形競技

種 別
小学生女子1・2年生
小学生女子3・4年生
小学生女子5・6年生
小学生男子1・2年生
小学生男子3年生
小学生男子4年生
小学生男子5年生
小学生男子6年生
中学生女子
中学生男子

4. 競技上の規定及び方法

- (1) 競技は、公益財団法人全日本空手道連盟競技規定及び生駒市空手道連盟申し合わせ事項によって行うものとする。
- (2) 組手試合はトーナメント方式で3位決定戦は行わない。
- (3) 型試合はトーナメント方式で3位決定戦は行わない。

5. 参加資格及び申込方法

- (1) 生駒市空手道連盟加盟の門下生若しくは、奈良県空手道連盟加盟道場の門下生とし、市内在住、在勤、在学されている者。
- (2) その他大会要項及び申し合わせ事項に準じる。
- (3) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 73-8822 FAX 73-8823

6. その他

- (1) 審判員は奈良県空手道連盟公認審判員資格者以上の審判員とする。
- (2) 参加者の状況によって競技種別を変更する場合もある。
- (3) メンホー・拳サポーター・プロテクター等は各自持参のこと。

7. 問い合わせ先

白井一三 TEL 79-2371

◎ 相撲競技

1. 日 時 平成26年 5 月11日（日）午前10時競技開始

2. 会 場 総合公園相撲場

3. 種別（種目）

種 別	
個	一 般 男 子
	一 般 女 子
	高 校
人	中 学 3 年
	中 学 2 年
	中 学 1 年

種 別	
個	小 学 6 年
	小 学 5 年
	小 学 4 年
人	小 学 3 年
	小 学 2 年
	小 学 1 年
	年 長
	年 少

種 別	
団 体	一 般
	中 学 生
	小 学 生

4. 競技上の規定及び方法

(1) 財団法人日本相撲連盟の競技規定による。

(2) 個人戦はトーナメント方式で行う。

(3) 団体戦は3名1チーム（補欠1名）編成とし、予選3回戦により勝点、得点により優秀4チームを選出してトーナメント方式により決定する。

（チーム数によりリーグ戦とすることもある。）

5. 参加資格及び申込方法

(1) 大会要項に準じる。（個人戦のみ、競技当日午前9時30分まで受け付ける。）

(2) 団体戦は各チームごとに①先鋒・②中堅・③大将・④補欠を備考欄に【番号】で明記する。

(3) まわしを準備できない場合は、主催者で用意するので備考欄に【まわし】と明記する。

(4) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3

6. その他

(1) 組合わせは当日発表する。

(2) 禁手、危険とみなした時は取り直しまたは失格とする。（審判の指示に従う。）

(3) 小学生以下は短パン（海水パンツ）の使用を認める。

(4) 出場者は、できるかぎり総合公園での総合開会式（5月11日（日）8時～）に参加してください。

7. 問い合わせ先

有山 誠 TEL 7 4－0 4 8 4

◎ テコンドー
跆拳道競技

1. 日 時 平成26年 4 月20日（日）午前10時30分競技開始
2. 会 場 武道館
3. 種別（種目）

試し割り

種 別	
個人	小学生初級
	小学生中級
	中学生の部

形

種 別	
個人	初級（無級～7級）太極 1・2 章
	中級（6級～4級）太極 3・5 章
	上級（無級～7級）太極 6・8 章

（小・中学生限定）

エア組手

種 別	
個人	小学生低学年の部
	小学生高学年の部
	中学生の部

組手

種 別	
個人	小学生 軽量級
	小学生 重量級
	中学生 軽量級
	中学生 重量級
	高校・一般の部

4. 競技上の規定及び方法

＜試し割りの部＞

- (1) コルク板を蹴り、割る枚数を競う。

＜形の部＞

- (1) 生駒市跆拳道協会競技申し合わせ事項により実施する。

＜エア組手の部＞

- (1) コート内に設けられた半径 1 m の円を隔てて向かい合い、蹴り・突きを出し合い（蹴り・突きは、当てない。）攻防技術やスピード、スタミナ等トータルパフォーマンス力を競う。

＜組手の部＞

- (1) 世界跆拳道連盟制定の競技規定に準じ、生駒市跆拳道協会競技申し合わせ事項により実施する。
- (2) 高校・一般の部は、2 分 2 ラウンド、中学生は、1 分30秒 2 ラウンド、小学生は、1 分 2 ラウンドで行う。なお、インターバルは、全クラス30秒とする。
- (3) 競技参加者は、防具を着装すること。ファウルカップ、足甲サポーター、小手サポーターは各自で用意すること。（小手サポーターの着用は、自由とする。）
なお、面及び胴は、主催者側で用意します。
- (4) 競技参加者は、白の道衣を着用すること。

5. 参加資格及び申込方法

- (1) あらかじめ健康診断を受け、医師から異常がないと認められた者。
- (2) その他大会要項に準じる。
- (3) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3

6. その他

- (1) 計量がありますので 9 時00分に集合してください。

7. 問い合わせ先

田所 稔 TEL（自 宅）0 6－6 3 9 3－4 0 5 9
（勤務先）7 4－1 1 1 1 内 3 3 3

◎ 弓道競技

1. 日 時 平成26年 5 月11日（日）午前10時競技開始
（小雨決行）

2. 会 場 県立奈良北高等学校弓道場

3. 種別（種目）

近的 個人戦

種 別
高 校 男 子
高 校 女 子
一 般 男 子
一 般 女 子

4. 競技上の規定及び方法

(1) 競技規定は全日本弓道連盟競技規則による。

(2) 射数は、8 射（4 矢 2 回）とする。

5. 参加資格及び申込み方法

(1) 生駒市内に在住または通勤・通学している者

(2) その他は大会要項に準じる。

(3) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3

6. 問い合わせ先

山下朝慈 TEL 8 5－4 7 2 7

◎ 綱引き競技

1. 日 時 平成26年 6 月 1 日（日）午前10時競技開始
2. 会 場 総合公園体育館
3. 種別（種目）

種 別	監 督	男 子	女 子	交代員
男 女 混 合	1	4	4	2

4. 競技上の規定及び方法

- (1) 日本綱引連盟競技規則に準じる。
- (2) 参加チーム数により 5 チーム単位のブロックに分け総当たり戦を行い、各ブロック上位 2 チームが決勝トーナメントに進出する。
- (3) 試合は、1 本引きで行う。ただし、決勝戦及び 3 位決定戦は 3 本引きとする。

5. 参加資格及び申込方法

- (1) 大会要項に準じる。
- (2) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3

6. 申込締切日（必着）

5 月15日（木）

7. その他

- (1) 監督は、選手を兼ねることができる。
- (2) 年齢・体重の制限はもうけない。

8. 問い合わせ先

寺川正博 TEL 7 4－1 9 0 6

◎ グラウンド・ゴルフ競技

1. 日 時 平成26年 5 月11日（日）・予備日18日（日）午前10時30分ゲーム開始
2. 会 場 イモ山公園グラウンド
3. 種別（種目）

種 別	
個人	少 年 の 部
	一 般 男 子 の 部
	一 般 女 子 の 部

4. プレー上のルール及び方法

- (1) 日本グラウンド・ゴルフ協会制定のルール及び当日発表のローカルルールによる個人戦とする。
- (2) ゲームは、8 ホールを1 ラウンドとする 2 ラウンド16ホールとする。
- (3) 打順はローテーションとし、チームリーダーの指示に従い、他の選手のプレーの妨げにならないよう注意すること。
- (4) 当日会場において打球練習をしてはならない。
- (5) 入賞者が同スコアーの場合は、最少打数の多い者を上位とする。

5. 参加資格及び申込方法

- (1) 少年の部は、小学生高学年（概ね 4 年生以上）、中学生とする。
- (2) 一般の部は、高校生以上の者とする。
- (3) 申込書種別（種目）欄に少年、一般男子、一般女子の区別を必ず記入すること。
- (4) スティック（クラブ）・ボールのない者は必ず申込書の〔備考欄〕に○印を記入すること。
- (5) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3

6. その他

- (1) 組合せは当日発表する。
- (2) 少年の部の申込が少ない場合は一般の部に含むことがある。
- (3) 小学生の参加の場合は保護者の同伴を原則とする。

7. 問い合わせ先

グラウンド・ゴルフ協会 事務局 川端 収 TEL・FAX 7 4－7 9 5 8

◎ ボウリング競技

1. 日 時 平成26年 5 月18日（日） 午前 9 時30分競技開始（午前 9 時00分集合）

2. 会 場 なわてボウル

四条畷市美田町 1－3 9 TEL 0 7 2－8 7 7－2 2 3 1

当日、競技会場には直接各自でお越しください。

なお、場所については裏面の地図をご覧ください。

3. 種別（種目【各種目人員制限なし】） 年令基準日 4 月 1 日

種 別		チーム編成
成 年 男 女	1 8 才～4 9 才	個 人 戦
シ ニ ア 男 女	5 0 才 以 上	個 人 戦
ジュニア男女	1 8 才 未 満	個 人 戦
協会登録男女	年 令 別 な し	個 人 戦

4. 競技上の規定及び方法

(1) 本大会は全日本ボウリング協会（J B C）の競技規定に準じて開催する。

(2) 本大会は大会規定のハンディキャップを採用する。

ジュニアの部	男 子	女 子
小学生 3 年以下	1 G－40ピン	1 G－50ピン
小学生 6 年以下	1 G－20ピン	1 G－30ピン
中 学 生	1 G－10ピン	1 G－20ピン
高 校 生	1 G－ 0ピン	1 G－10ピン

成年・シニアの部	男 子	女 子
18才～49才迄	1 G－ 0ピン	1 G－10ピン
50才～59才迄	1 G－ 5ピン	1 G－15ピン
60才～69才迄	1 G－10ピン	1 G－20ピン
7 0 才 以 上	1 G－15ピン	1 G－25ピン

(3) 各種別 3 ゲームトータルで順位を決定する。

5. 参加資格及び申込方法

(1) 生駒市在住・在勤・在学のアマチュア競技者であること。

(2) 協会登録会員は、奈良県ボウリング連盟に加盟する生駒市内の各支部に登録された会員とする。

(3) 出場希望者は 5 月 8 日（木）必着で下記の申込先まで届けること。なお、参加料は競技会当日会場にて徴収します。

(4) 申込先

住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記のうえ下記どちらかの連絡先までメールしてください。

生駒市西旭丘 1 2－7 3 岡田恵美子宛

MAIL kucky.pan.choko.10-05@ezweb.ne.jp

生駒市ひかりが丘 2－1 2－1 0 南林秀和宛

MAIL minami.8.bayashi@docomo.ne.jp

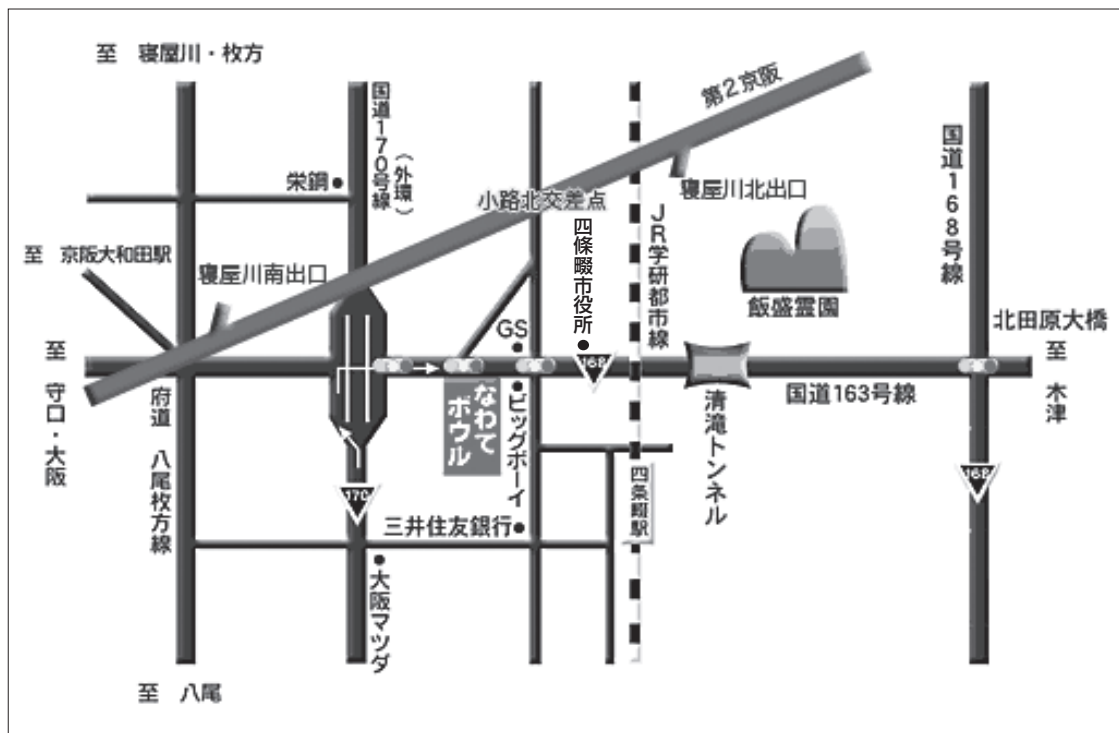
6. その他

- (1) ボウリング競技は民営競技施設を使用のため、エントリー料を必要とする。
 - ①成年・シニア（18才以上） 1名…… 1, 5 0 0 円
 - ②ジュニア（18才未満） 1名…… 1, 0 0 0 円
- (2) 各部（ジュニアは除く）の上位6位までの人は、後日行われる県民体育大会出場予選会を行いますので参加希望の方は申し込んで下さい。
- (3) 出場する選手の使用するボールは競技場設置のハウスボールも有効とする。
- (4) 出場する選手の服装についてはスポーツするに適したものを着用する。
- (5) 総合開会式に参加する選手は下駄・ハイヒールでの入場行進は禁ずる。
- (6) 奈良県連（JBC）会員は協会登録男女の部に出場する。
但し、協会理事が認めた者は他の部門に出場できる。
- (7) 本大会に参加する奈良県連（JBC）会員は総合開会式に参加することを義務づける。

7. 問い合わせ先

岡田 恵美子

TEL・FAX 73-4519



◎ 武術太極拳

1. 日 時 平成26年 4 月29日（祝） 午前10時00分～

2. 会 場 武道館

3. 種別

会員による表演会を行います。

簡化 2 4 式太極拳

陳式太極拳

楊式太極拳

3 2 式剣

4 2 式総合剣

推手

入門太極拳

4. 服装

太極拳をしやすい運動のしやすい服装、上靴使用

5. 参加申込方法

(1) 当日、会場で随時受け付けますので直接お越しください。

初めての方でも参加できるように入門太極拳、2 4 式太極拳を講習いたします。

(2) 申込先：(一財)生駒市体育協会 TEL 7 3－8 8 2 2 FAX 7 3－8 8 2 3

6. 問い合わせ先

北川雅昭 TEL 7 6－7 9 3 2

◎ ゴルフ競技

1. 日 時 平成26年 5 月22日（木）・29日（木）午前 8 時00分スタート
(午前 7 時40分までにご集合下さいー記念撮影を行ないます)
2. 会 場 「天理ゴルフ倶楽部」
〒632-0022 天理市苅原町副ヶ谷793 TEL 0743-69-2031
当日、競技会場には直接各自でお越し下さい。
3. 募集人員 200名（申込者多数の場合は抽選）… 1 日当り 100名の 2 日間
4. プレー費 7,700円（食事込み）、＜参加費無料＞
5. 種別 一般男子の部
70歳以上の部
一般女子の部
6. 競技上の規定及び方法
 - (1) 日本ゴルフ協会によるゴルフ規則及びローカルルールによる個人戦とする。
 - (2) 18ホールズ・ストロークプレーとし、同スコアーの場合は、年長者を優先とする。
 - (3) 順位は、Wペリア方式とする。
 - (4) アウトコース・インコース同時スタートとする。
 - (5) 70歳以上はゴールドティー、女性はレディースティー、他はレギュラーティーとする。
 - (6) 各種別に入賞者を決定する。（1 位～3 位・金・銀・銅メダル・1 位～5 位賞状）
7. 参加資格及び申込方法
 - (1) 生駒市ゴルフ協会会員及び生駒市在住・在勤のアマチュア競技者であること。
 - (2) 出場希望者は、所定の申込書に必要事項を書いて 4 月16日（水）必着で下記の申込先まで届けること。
申込先 生駒市ゴルフ協会 桑田 恵佐土宛
生駒市東山町1138-12 TEL・FAX 7 6 - 5 8 3 6
ー備考欄に必ず年齢とプレー希望日を記載のことー
8. 問い合わせ先
桑田 恵佐土 TEL・FAX 7 6 - 5 8 3 6
天理ゴルフ倶楽部 TEL 0 7 4 3 - 6 9 - 2 0 3 1

◎ ラグビーフットボール競技

1. 日 時 平成26年4月20日（日）

午前9時30分競技開始

2. 会 場 北大和野球場・グラウンド

3. 種別（種目）

- ・ミニラグビー：幼児・低・中・高学年別に実施
- ・タグラグビー（小学生・ママ）
- ・ジュニアラグ（中学生）
- ・フルラグビー（成人）

4. 競技上の規定及び方法

- (1) 日本ラグビーフットボール協会の競技規則で行う。
- (2) ミニラグビーはカテゴリー毎に5スクールから各学年毎（幼児～6年）にトーナメント戦を行う。
- (3) タグラグビーは参加4チームにてトーナメント戦を行う。
- (4) ジュニアラグビーは奈良県選抜チームにて紅白戦を行う。
- (5) フルラグビーは参加クラブ2チームにて親善試合を行う。

5. 参加資格及び申込方法

- (1) 全てのカテゴリーとも日本ラグビーフットボール協会への登録選手に限る。
- (2) その他大会要綱に準じる。
- (3) 申込先：（一財）生駒市体育協会 TEL 73-8822 FAX 73-8823

6. 問い合わせ先

能阿弥照夫 TEL 090-1966-3281

第43回生駒市民体育大会参加申込書

参加競技種目名

--

[illegible]

※住所欄には、参加資格に該当する住所を記入すること。

第43回生駒市民体育大会参加申込書

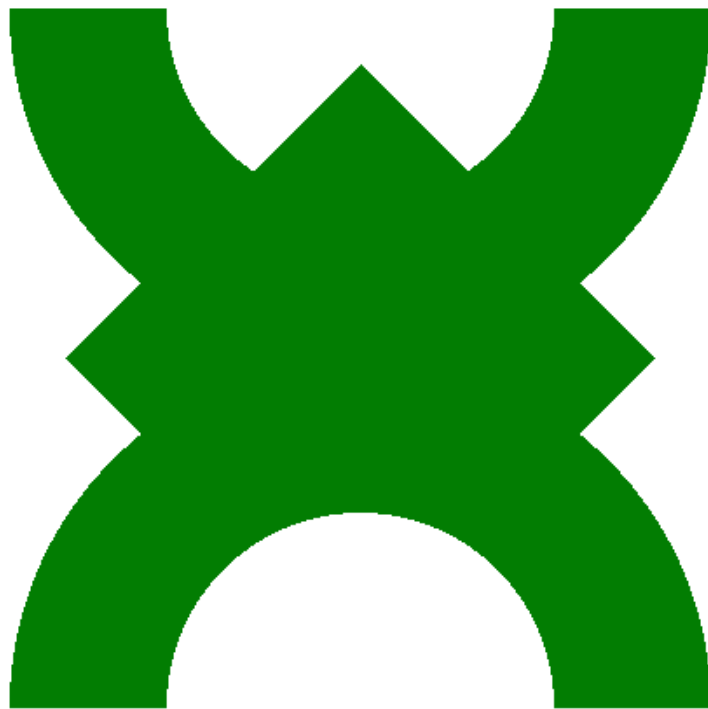
参加競技種目名

--

[illegible]

※住所欄には、参加資格に該当する住所を記入すること。

第47回 生駒市民体育祭



と き 平成26年10月12日（日）ほか

ところ 総合公園体育館・総合公園グラウンド
健民グラウンド・市民体育館
北大和野球場・北大和グラウンドほか

主催：生駒市・生駒市教育委員会

主管：指定管理者・（一財）生駒市体育協会

生駒市民憲章

生駒山の豊かな緑に育まれ、自然と歴史と文化が調和しながら発展しつづける生駒市。わたしたちは、ここに住むことへの愛着と誇りをもって、みんなの夢がかなうまちをきずくために、市民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。
- 1 お互いに助けあい、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。
- 1 人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。
- 1 スポーツに親しみ、健康で活力のあるまちをつくりましょう。
- 1 知恵を出しあい、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。

生駒市民体育祭の実施にあたって

恒例の市民体育祭も第47回を迎え、別掲の実施要項に基づき市民体育祭を開催するはこびとなりました。市民体育祭は広く市民にスポーツを普及し、健康づくりや体力づくりを図り、相互の親睦と明るい郷土を築くために実施するものです。

市民体育祭総合開会式

と き 10月12日（日） 午前8時30分から

ところ 総合公園グラウンド（雨天の場合は同体育館）

- 1 役員・選手整列
- 2 開会宣言
- 3 国旗・市旗掲揚
- 4 優勝旗・優勝杯・準優勝杯返還
- 5 市長あいさつ
- 6 来賓祝辞
- 7 選手宣誓
- 8 競技開始宣言
- 9 閉式通告

市民体育祭閉会式（各会場）

- 1 役員・選手整列
- 2 表彰（賞状、優勝旗・優勝杯、準優勝杯授与）
- 3 主催者あいさつ
- 4 閉会宣言

生駒市民体育祭実施要項

◎ 実施種目

- (1) 自治会対抗ソフトボール大会
- (2) 小学校区対抗バレーボール大会
- (3) 自治会対抗ゲートボール大会
- (4) 小学校区対抗バドミントン大会
- (5) 小学校区対抗グラウンド・ゴルフ大会
- (6) 小学生水泳競技大会
- (7) スポーツ広場

なお、市民体育祭の各種目は傷害保険に加入しています。

◎ お問い合わせ : 一般財団法人 生駒市体育協会事務局
〒630-0266
生駒市門前町9番20号 市民体育館内
TEL : 73-8822
FAX : 73-8823
メールアドレス : iasa-jimukyoku@kcن.jp

(1) 自治会対抗ソフトボール大会

◎実施日時

ア 地区予選大会

晴 天 時			雨 天 時 予 備 日		
期 日	地区	予選会場	期 日	地区	予選会場
9月7日(日)	南	井出山3面	9月14日(日)	南	井出山3面
	北	北大和4面 総合公園2面	9月15日(祝)	北	北大和4面 総合公園2面
9月14日(日)	中	北大和4面	9月28日(日)	中	北大和4面
	東	総合公園2面	9月21日(日)	東	総合公園2面
9月21日(日)	西	北大和4面	9月23日(祝)	西	北大和4面

※ 各会場での開会式は行わないものとし、試合開始は午前9時00分とする。

ただし、各会場での第1試合に出場するチームとその試合の審判員は、午前8時30分に会場に集合すること。

雨天等で予選大会が実施できなかった場合は、各地区で協議のうえ代表を決定すること。

イ 決勝大会 出場チームは、地区予選大会を経て年齢制限あり・なし共各地区の優勝チームとする。ただし、各種別ごとに予選出場チームが13チーム以上ある地区は、2チームを代表とすることができる。

期 日 10月12日(日)

※雨天の場合の中止決定は、午前6時30分現在で行う。

なお、中止の場合は10月13日(祝)に順延する。

場 所 総合公園グラウンド

時 間 午前9時30分から(総合開会式は午前8時30分から)

◎出場申込書提出期限

出場希望者は自治会長に申し込み、自治会長は7月25日(金)までにチームを取りまとめ、(一財)生駒市体育協会事務局へ出場申込書を提出すること。

◎地区予選抽選会

各地区において実施する。なお、日時等は各地区運営委員会で決定する。また、抽選会には出場申込書記載の監督、若しくは監督から委任を受けた者が必ず出席すること。なお、抽選会に出席しないチームは原則として棄権とみなす。

◎チーム編成

ア 出場選手の条件

出場する自治会チームの自治会員であること。

イ 1 自治会からの出場チーム数

1 自治会からの出場は年齢制限あり・なし、それぞれ1チームずつの2チームとする。ただし、1300世帯を超える自治会は年齢制限あり2チーム、年齢制限なし1チームの合計3チームが出場することができる。なお、年齢制限あり・なしのどちらかで1自治会1チームでも出場することができる。また、やむを得ず1自治会でチーム編成ができない場合は、隣接自治会と合同でチーム編成ができるものとする。ただし、（一財）生駒市体育協会事務局と事前協議を行うこと。

ウ 常時出場選手の年代と人数

常時出場選手の年代は次のとおりとする。なお、年代は満年齢とし、その基準日は10月12日とする。ただし、小・中学生のみでの出場はできない。

(1) 年齢制限ありの場合

35歳以上9人で編成する。なお、ピッチャーはウインドミル投法を行わないものとする。

(2) 年齢制限なしの場合

10歳代以上9人で編成する。

エ 女子の出場

年齢制限あり・なしともに出場可能で、最高2人まで参加ができる。ただし、ピッチャーとしては出場できない。

◎選手の登録と選手交代

ア 登録人数は年齢制限あり、年齢制限なしとも20人以内とする。ただし、監督が選手を兼ねる場合は選手登録すること。

イ 年齢制限ありと年齢制限なしの両方に選手登録することはできない。

ウ 地区予選大会および決勝大会には、選手登録した選手しか出場することができない。

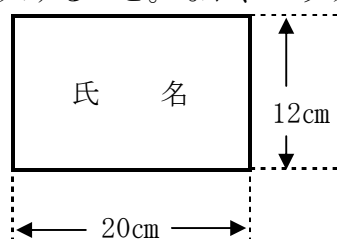
エ 登録した選手の変更は地区予選抽選会までとし、地区予選抽選会以降は選手の変更はできない。なお、選手の変更は（一財）生駒市体育協会事務局にて、訂正すること。

オ 地区予選大会終了から本大会までに、決勝大会進出チームにメンバー変更及び追加があった場合は、登録人数20名の範囲で3名まで認めます。なお予選大会に登録・出場した選手はメンバー変更及び追加選手の対象外とする。

カ 選手交代は年齢制限あり、年齢制限なしとも自由とするが、一度試合から退いた選手は再びその試合に出場することができない。

◎競技規則

- ア (一財) 生駒市体育協会事務局で用意する下記のゼッケンに氏名を大きく太く記入し、胸部に糸で縫いつけること。(安全ピンは使用しないこと)ただし、監督はゼッケンの氏名を赤で記入すること。なお、ゼッケンをつけていない人は出場できない。



選手の集合は各試合開始予定時間の1時間前とし、監督は試合開始30分前までに、その試合の出場選手のメンバー表を提出すること。ただし、第1試合については15分前までに提出すること。

- ウ ベンチは組合せ番号の若いチームを一塁側とする。
- エ バットは協会3号バット、ボールは協会3号ボールとする。
- オ 試合前のシートノックは一切行わないこと。
- カ 試合は7回戦または60分を超えて新しいイニングに入らないこととする。なお、4回終了後均等回で10点差、または5回終了後均等回で7点差をもってコールドゲームとする。
- また、最終回終了後または60分ゲームで同点の場合は、最終メンバー9人によるジャンケンで勝敗を決定する。
- キ 決勝大会の決勝戦で最終回終了後、または60分経過時で同点の場合は、延長戦をもって勝敗が決定するまで試合を続行する。
- ク 各試合の審判は、参加チームで行うこと。なお、監督が審判担当者4人を指名し、出場申込書に印(主審ができる方は◎印、その他の審判は○印)を記入して登録すること。※審判担当者4名の主審、その他の審判の人数内訳は問わない。
- なお、主審可能者がいない場合は、審判担当者4名に○印を記入して登録する。
- また、試合当日第1試合の審判をしなかったチームは試合に出られない。
- ケ 各試合の審判の割当は、抽選会で行う。
- コ 出場申込書およびメンバー表に記入されていない選手は、その試合に出場できない。
- サ 指名打者制は採用しない。
- シ ロスタイムは原則としてとらない。
- ス その他のルールは、2014年度日本ソフトボール協会オフィシャルルールに準じるが、地区予選大会では特別グラウンドルールを定めて行うことができる。

◎ダブルベース(※参照)

一塁の守備者と打者走者との接触等の危険防止のため、白色とオレンジ色に色分けしたダブルベースを用いる。

◎注意事項

- ア 危険防止のため、キャッチャーは公認キャッチャーマスク（スロートガード付）・キャッチャー用ヘルメット・プロテクターの着用を義務づける。また、あわせてひざあてつきのレガースも着用すること。
- イ 打者は、ヘルメットの着用を義務づける。また、走者においてもヘルメットを着用すること。
- ウ 金属製スパイクは使用しないこと。
- エ 抗議権は監督のみとする。
- オ 選手は、審判の判定や指示に従うこと。
- カ 参加資格やルール打ち合せ時の取り決め事項等の違反により、審判団が不正チームと判断した場合は、そのチームを失格とする。
- キ 選手や応援者の暴言・暴力等の行為があった場合は、そのチームの監督または代表者が責任をもって制止すること。なお、制止しても聞き入れない場合は前号を適用する。
- ク ゴミ等は、各チームが責任をもって必ず持ち帰ること。

※ダブルベース

- (1) 打球が内野に打たれるか、外野に打たれるか、第3ストライクの落球で一塁でプレーが行われ、打者走者が一塁に触れるときは、オレンジベースに触塁しなければならない。ただし、野手の送球が一塁ファールグラウンド側にそれた場合は、野手・打者走者は白色ベース、オレンジベースのどちらを使用してもよい。
- (2) オレンジベースに触塁しなければ触塁したとはみなされず、打者走者は白色ベースに戻る前にアピールされればアウトになる。
- (3) 打者が内野を通過する打球を打ったり、四死球を得て、一塁でプレーが行われないうときは、白色ベース・オレンジベースのどちらに触塁してもよい。
- (4) 打者が内野を通過する打球または外野への打球で、一塁を回り二塁をうかがったときは、白色ベースに帰塁しなければならない。
- (5) 一塁走者が飛球でタッチアップするときは、白色ベースを使用しなければならない。
- (6) ピックオフプレー（一塁へのけんせい球で帰塁するとき）が行われたときは、一塁走者は白色ベースに帰塁しなければならない。
- (7) いったん白色ベースに帰塁した一塁走者が、オレンジベースに触れているとき、
 - (a) 触球されれば、触塁しているとはみなされず、アウトである。
 - (b) 投球時、オレンジベースから離塁したときは、アウトである。
- (8) 守備側のプレイヤーは、常に白色ベースを使用しなければならない。ただし、一塁側のファウル地域からプレーする場合は、打者走者・守備者は、白色ベース・オレンジベースのどちらを使用してもよい。
- (9) 打球が白色ベースに触れたときはフェアボール、オレンジベースに触れたときはファウルボールである。

(2) 小学校区対抗バレーボール大会

◎実施日時

期 日 10月12日(日)

場 所 市民体育館

時 間 午前9時30分から(総合開会式は総合公園グラウンドで午前8時30分から)

◎出場申込書提出期限

出場希望者は校区代表者(別記一覧表)に申し込み、校区代表者は8月29日(金)までにチームを取りまとめ、(一財)生駒市体育協会事務局へ出場申込書を提出すること。

◎抽選会

期 日 9月10日(水) 午前10時

場 所 市民体育館会議室

◎チーム編成

ア 出場は1小学校区から2チーム以内とする。

イ 常時出場選手の年代と人数は、30歳以上2人、年齢フリー(学生は不可)7人とする。

ウ 登録人数は選手20人以内とする。ただし、監督が選手を兼ねる場合は選手登録すること。

なお、年代は満年齢とし、その基準日は10月12日とする。

◎競技規則

ア 9人制で、トーナメント方式とする。

イ コートの大きさは9m×18mとする。

ウ ネットの高さは2.1mとする。

エ 試合球は4号公認球とする。

オ 試合は21点3セットマッチで行う。ただし、ジュースの場合は2点連続先取をもって勝敗を決定する。

カ サーブは1回限りとする。

キ 反則は明らかなものについてのみ反則とする。なお、選手は審判の判定や指示に従うこと。

ク 選手の交代は、同一年代同士や年齢フリー同士では自由とするが、同一セット内では一度試合から退いた選手は再び出場することができない。

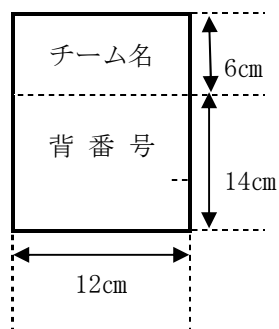
ケ 作戦タイムは、1セットに1回で30秒とする。

コ サーブ順はネットに向かって前衛右からとする。

サ (一財)生駒市体育協会事務局で用意する別記のゼッケンにチーム名と登録番号を記入し、背部につけること。なお、キャプテンはチーム名と登録番号を赤字で記入すること。

シ ゼッケンのふちを年代別に次のとおり色ぬりすること。

30歳以上（青色）、年齢フリー（無地）



ス 登録した選手は一試合一度は出場することが望ましい。

セ 年代構成の不正や応援者の暴言等の行為により、大会に支障をきたしたときはそのチームを失格とする。

ソ 相互審判とする。

タ 体育館の使用注意事項を厳守すること。

チ ベンチ入りは登録メンバーのみとし、椅子等は置かないこと。

ツ 応援する者は定められた場所で行うこと。

テ その他のルールは、日本バレーボール協会9人制競技規則に準じる。

小学校区対抗バレーボール大会校区代表者一覧表

小学校区名	代表者名	住 所	連絡先
生駒北小学校	政岡 理津子	高山町136-97	79-9946
鹿ノ台小学校	福井 純子	鹿ノ台西3-25-9	79-4837
真弓小学校	岩崎 陽子	北大和5-9-11	20-7719
あすか野小学校	西村 洋子	白庭台5-3-11	89-0819
生駒台小学校	北山 裕子	南田原町1151-15	71-2009
桜ヶ丘小学校	村東 真紀	辻町992-67	73-0261
生駒小学校	東阪 広美	西旭ヶ丘16-52	75-6406
生駒東小学校	植田 紀子	東生駒3-207-351	74-3907
俵口小学校	有吉 智永子	俵口町217-1-303	73-0401
壱分小学校	松村 真利子	さつき台2-454-8	76-7590
生駒南小学校	奥森 陽子	小瀬町569	76-0174
生駒南第二小学校	佐々木 真弓	萩の台1-1-7-505	76-8278

(3) 自治会対抗ゲートボール大会

◎実施日時

期 日 10月12日(日)

※雨天の場合の中止決定は、午前6時30分現在で行う。

なお、中止の場合は10月13日(祝)に順延する。

場 所 健民グラウンド

時 間 午前9時30分から（総合開会式は総合公園グラウンドで午前8時30分から）

◎出場申込書提出期限

出場希望者は自治会長に申し込み、自治会長は8月29日(金)までにチームを取りまとめ、(一財)生駒市体育協会事務局へ出場申込書を提出すること。

◎抽選会

期 日 9月17日(水) 午後2時

場 所 市民体育館会議室

◎チーム編成

ア 1自治会からの出場は2チーム以内とする。

イ 1チームの登録人数は監督を含め8人以内とし、その年齢はおおむね60歳以上とする。
ただし、監督が選手を兼ねる場合は選手登録すること。

ウ チーム編成については、(一財)生駒市体育協会及び関係団体と事前協議した上認めた場合に限り参加を認める。

◎競技規則

ア 試合はリンク戦とし、試合時間は30分(5分休憩)とする。

イ 審判は主審・副審各1名とし、各チームの相互審判により試合を行う。

ウ 選手は審判の判定や指示に従うこと。

エ 自分の打順以外はコートに入らないこと。

オ ルールに従い、フェアプレーに終始すること。

カ その他のルールは、公式ゲートボールルールによるものとする。

キ 不戦勝チームは得点8点で、失点0点とする。

(4) 小学校区対抗バドミントン大会

◎実施日時

期 日 10月12日(日)

場 所 総合公園体育館

時 間 午前9時から(総合開会式は総合公園グラウンドで午前8時30分から)

◎出場申込書提出期限

出場希望者は校区代表者(別記一覧表)に申し込み、校区代表者は8月29日(金)までにチームを取りまとめ、(一財)生駒市体育協会事務局へ出場申込書を提出すること。

◎抽選会

期 日 9月18日(木) 午前10時

場 所 市民体育館会議室

◎チーム編成

ア 出場は1小学校区から2チーム以内とする。

イ 登録人数は監督を含め8人以内とするが、男女の混合種目のため、出場選手として男子選手が過半に至らないチームについては必ず1名は含まなければならない。また、監督が選手を兼ねる場合は選手登録すること。なお、小・中学生は出場できない。

◎競技規則

ア 試合は1チーム3ダブルスによる団体戦とするが、性別によるペアリングの制限は行わない。

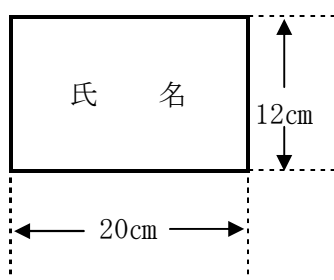
イ 予選はリンク戦とし、各ブロック1位チームが決勝トーナメントに出場する。

ウ 予選・決勝ともラリーポイント制とするが、状況により運営本部で変更することができるものとする。

エ 選手は審判の判定や指示に従うこと。

オ 自分のゲーム以外はコートに入らないこと。

カ 出場選手は、チーム名を記入したゼッケンを背部につけること。



- キ 審判等は抽選会で決定する。
- ク 体育館の使用注意事項を厳守すること。
- ケ ベンチ入りは登録メンバーのみとし、椅子等は置かないこと。
- コ その他のルールは、日本バドミントン協会ルールに準じる。

小学校区対抗バドミントン大会校区代表者一覧表

小学校区名	代表者名	住 所	連絡先
生駒北小学校	山口 順子	ひかりが丘１丁目２－１１	７９－２２３４
鹿ノ台小学校	星野 佳子	鹿ノ台東１丁目６－１	７９－２７８９
真弓小学校	水野 信公	真弓３丁目４－１	７１－１６８６
あすか野小学校	横山 明美	あすか野北１丁目９－１０	７８－８９２２
生駒台小学校	大津山 由起子	松美台５２－３０	７４－４３８９
桜ヶ丘小学校	鈴木 友子	辻町３９９－４６ 北ガーデンハイツ２４－２０２	７４－１９９４
生駒小学校	衣川 成子	門前町１０－２７－７０８	７４－２８０５
生駒東小学校	山崎 いづみ	緑ヶ丘２２３９－５	７４－３７４７
俵口小学校	古田 栄子	俵口町９９９－３	７５－９３３８
壱分小学校	和田 祐子	さつき台２丁目４５１－６５	７６－１８３２
生駒南小学校	下西 幸子	小瀬町３４６－７	７７－８７１０
南第二小学校	岡田 縁	小平尾町１４８３－１	７７－６２８７

(5) 小学校区対抗グラウンド・ゴルフ大会

◎実施日時

期 日 10月12日(日)

※雨天の場合の中止決定は、午前6時30分現在で行う。

なお、中止の場合は10月13日(祝)に順延する。

場 所 北大和野球場・北大和グラウンド

時 間 午前10時から(総合開会式は総合公園グラウンドで午前8時30分から)

◎出場申込書提出期限

出場希望者は校区代表者(別記一覧表)に申し込み、校区代表者は8月29日(金)までにチームを取りまとめ、(一財)生駒市体育協会事務局へ出場申込書を提出すること。

◎監督会議

期 日 9月18日(木)午後1時30分

場 所 市民体育館会議室

◎チーム編成

ア 1小学校区からの出場は2チーム以内とする。

イ 常時出場選手の年代等の区分と人数は、小・中学生1名、高校生以上30歳未満1名、30歳～50歳未満1名、50歳以上5名とし、合計8人で1チームを編成するものとする。

なお、男女の構成人数は問わない。

ウ 1チームの登録人数は監督を除き8人以内とする。なお、年代は満年齢とし、その基準日は10月12日とする。

◎競技規則

ア 試合は1ラウンド8ホールを3ラウンド(計24ホール)とする。チーム上位5名の合計打で成績を争うものとする。(予選・決勝方式は廃止する。)

イ チーム成績が同点の場合は、メンバーの中の最小合計打数で決める。ただし、この方法でも決しない場合は、順次2人目から同様の方法で比較して決するものとする。

ウ 登録選手の変更は、競技一週間前までとし、それ以後は受付ない。

エ 審判(スコア記入)は、各校区1名(生駒市グラウンド・ゴルフ協会会員で記録ができるルールに精通した人)を登録すること。なお審判は選手を兼ねることが出来ない。(他の校区の審判を担当する。)

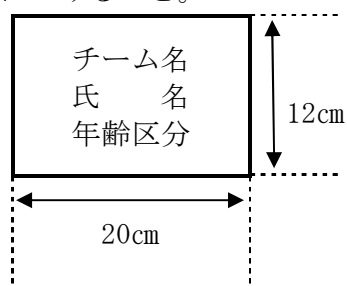
オ 各校区の代表者または監督は、競技開始30分前までに競技本部へ欠席選手の報告をすること。

カ 選手は審判の判定や指示に従い、競技終了後自分の採点確認を行い、スコアカードの確定欄に確認サインをすること。

キ 抗議権は監督のみとし、確定サイン後は受付ない。

ク ゼッケンは監督会議で配布し、記入方法は同会議において説明する。

※（一財）生駒市体育協会で作成する別記のゼッケンに氏名と年代を大きく太く記入し、背部につけること。



※5＝50歳代を示す

年齢区分：小学生は「1」・中学生は「2」

高校生～30歳未満は「3」・

30歳以上～50歳未満は「4」・

50歳以上は「5」と記入する。

ケ クラブ・ボールを必要とする選手は、チームでまとめて監督が事前に申し込むこと。

コ 競技は、日本グラウンド・ゴルフ協会競技規定によるものとする。

サ 競技場内での練習は禁止する。危険防止のため打席以外での素振りも禁止する。

小学校区対抗グラウンド・ゴルフ大会校区代表者一覧表

小学校区名	代表者名	住 所	連絡先
生駒北小学校	稲田 光紘	高山町6692	78-5250
鹿ノ台小学校	植村 昭三	鹿ノ台西2-6-3	78-3616
真弓小学校	大島 一男	真弓南2-9-6	79-5949
あすか野小学校	池田 演夫	あすか野北3-1-24	78-6098
生駒台小学校	西崎 正秋	北田原町688	78-1545
桜ヶ丘小学校	佐保埜 彰男	谷田町1266-18	74-0554
生駒小学校	山下 彰一	新旭ヶ丘7-23	74-1335
生駒東小学校	大槻 直輔	東生駒1丁目191	74-2652
俵口小学校	高橋 信男	光陽台237	75-5569
壱分小学校	中井 巧	壱分町952	77-0047
生駒南小学校	岡崎 進	小瀬町891-57	77-8678
生駒南第二小学校	杉本 慶規	萩の台917	77-6688

(6) 小学生水泳競技大会

◎実施日時

期 日 8月10日(日)
場 所 井出山屋内温水プール「きらめき」
時 間 午前8時30分から

◎種 目 【1・2年生の部】(25m) ビート板泳 自由形 背泳ぎ
【3・4年生の部】(25m) 自由形 平泳ぎ 背泳ぎ バタフライ
【5・6年生の部】(25m) 自由形 平泳ぎ 背泳ぎ バタフライ

◎集合時間 申込人数により、学年ごとの開始時間を設定します。学年ごとに集合時間が変わるため、それぞれの集合時間は、返信ハガキでお伝えします。なお、学年の入替時間帯にアップ時間を設ける予定です。

◎参加資格 生駒市内に住むか、市内へ通学している小学生で、保護者の同意を得た者。
1人2種目以内(申込者多数の場合、どちらか1種目となる場合があります)参加に関する保護者の同意書及び出場参加券は、返信用ハガキに付けます。

◎競技方法 男女別に行う(ただし、参加人数によっては男女混合で行うことがあります)
飛び込みはなしとし、競技中は立ち止まってもそのまま泳ぐことができます。
(水深1.15m)

◎申込方法 往復ハガキに下記の必要事項を記入して、7月17日(木)までに一般財団法人生駒市体育協会へ申し込んでください。(参加者1人につき、1枚の往復はがきを使用してください)

※申し込みされた参加児童の名前・学年・学校名は大会プログラム等に記載、公開をします。

なお、個人情報については、本大会の利用目的以外の目的では利用いたしません。

【必要事項】

- ①住所 ②参加児童の名前(ふりがな) ③性別 ④学校名 ⑤学年
⑥参加児童保護者の名前 ⑦連絡先(電話番号)
⑧出場を希望する種目(1人2種目まで)※希望種目は、第1希望のみでも構いません。
(第1希望種目・第2希望種目)

- ◎そ の 他
- ①出場種目、競技順序については、当日発表します。
 - ②大会中の傷害事故等については参加者の責任とし、主催者は応急手当のみとします。
なお、参加児童全員にスポーツ保険をかけていますので、ケガや事故等が起きた場合は、保険適応内で対応いたします。
 - ③水着は華美でないもの（スクール水着等）とし、水泳キャップは必ず着用してください。（ゴーグルの使用は自由とします）
 - ④2学年ごと、種目別で記録の上位3名にメダルを授与します。（男女別）
 - ⑤参加児童全員に記録証を発行します。
 - ⑥出場する選手以外（保護者など）は、原則としてプールサイドに入れません。
 - ⑦午前7時の時点で警報が発令されている場合は、大会を中止します。
 - ⑧持ち物は、タオル、ゴーグル（使用は自由）、飲み物など

◎ 問合せ・申込先：一般財団法人生駒市体育協会（〒630-0266 生駒市門前町9番20号）

TEL 0743-73-8822

FAX 0743-73-8823

(7) スポーツ広場

◎実施日時

期 日 10月12日(日)

時 間 午前10時から午後3時(少林寺拳法の広場は午後1時から3時)

◎広場名及び実施場所

- ・卓球の広場……………北大和体育館 ・小平尾南体育館
- ・テニスの広場……………イモ山公園・浄化センターテニスコート(雨天中止)
- ・ソフトテニスの広場……………総合公園テニスコート(雨天中止)
- ・少林寺拳法の広場……………武道館
- ・軽スポーツの広場……………むかはやま公園体育館(バウンドテニス／グラウンド・ゴルフ)

◎実施方法

参加者は申し込みの必要はなく運動のできる服装で各会場にて受け付けをする。

テニス、ソフトテニス、少林寺拳法の広場においては指導者を配置するが、卓球、軽スポーツの広場は指導者なしで用具を準備し実施する。